

## 中国古小説訳注 — 『續齊諧記』 —

先坊 幸子

『續齊諧記』は、『齊諧記』の続編として記されたもので、『隋書』經籍志・雜傳に「續齊諧記一卷 吳均撰」とあり、『舊唐書』經籍志・雜傳類および『新唐書』藝文志・小説家類、『宋史』藝文志・小説類にも存在が確認できる。

編者の吳均ごきんは、字を叔庠しゆくしやうといい、吳興郡故鄣ごしやう縣の人である。かつて沈約しんやくが均の文を見たとき、これをたいそう褒め称えたという。均の文体は清らかに秀でて古風であり、新しい文体を好む者にそれを学ぶ者がおり、その文体は「吳均體」と呼ばれた。天監年間てんかんの初に吳興の主簿となり、建安王けんあんおうの偉の記室となった。王が江州刺史に遷ると、國侍郎に任じられ、府の城局を兼任し、最後には奉朝請ほうちやうせいに除せられた。范曄はんよつ『後漢書』九十卷に注し、『齊春秋』三十卷、『廟記』十卷、『十二州記』十六卷、『錢唐先賢傳』五卷、『續文釋』五卷、文集二十卷を著した。〔『梁書』四九・『南史』七二〕。なお、吳均と『續齊諧記』との関係については未詳。

書名に用いられている「齊諧」の語について、『莊子』逍遙遊篇第一に「齊諧者、志怪者也。諧之言曰『鵬之徙

於南冥也、水擊三千里、搏扶搖而上者九萬里、去以六月息者也。』」（齊諧は、怪を志す者なり。諧の言に曰く「鵬の南冥に徙るや、水を撃つこと三千里、扶搖に搏ちて上る者九萬里、去るに六月を以て息ふ者なり」と。）とあり、唐・成玄英の疏に「姓齊、名諧、人姓名也。亦言書名也。齊國有此俳諧之書也」（姓は齊、名は諧、人の姓名なり。亦た書名と言ふなり。齊國に此の俳諧の書有るなり）とある。古書の名、一説に齊に行われる俳諧の書、または人名とする。『續齊諧記』の内容は、その名の示す通り「怪を志した」ものである。

この度は『増訂漢魏叢書』（八十六種本）所収の『續齊諧記』に拠り、『四庫全書』本『續齊諧記』及び類書所引『續齊諧記』を用いて字句の校勘をした上で訳注を施した。その後、『漢魏叢書』未収録の類書所引『續齊諧記』説話を補遺として加えた。

尚、古小説の訳注については、既に干寶『搜神記』（白帝社）、陶潛『搜神後記』（白帝社）、祖沖之『述異記』（『中国古典文学研究』七）、宋・東陽旣疑『齊諧記』（『中國中世文學研究』第五八号）を済ませている。次回は魏・曹丕『列異傳』を予定している。

## 01 霍光

漢宣帝<sup>①</sup>以卓蓋車一乘、賜大將軍霍光<sup>②</sup>。悉以金鉸具<sup>③</sup>。至夜、車轄上金鳳凰輒去、莫知所之。至曉乃還。如此非一。守車人亦嘗見。後南郡黃君仲、北山羅鳥、得鳳凰。入手即化成紫金。毛羽冠翅、宛然具足、可長尺餘。守車人列上云「今月十二日夜、車轄上鳳凰俱飛去。曉則俱還、今則不返。恐爲人所得。」光甚異之、具以列上。後數日、君仲詣闕、上鳳凰子云「今月十二夜、北山羅鳥所得。」帝聞而疑之、置承露盤上、俄而飛去。帝使尋之、直入光家、止車轄上。乃知信然。帝取其車、每遊行、即乘御之。至帝崩、鳳凰飛去、莫知所在。

漢の宣帝<sup>せんてい</sup>卓蓋<sup>さうがい</sup>の車一乘を以て、大將軍霍光<sup>くわくわう</sup>に賜ふ。悉く金の鉸具<sup>かうぐ</sup>を以てす。夜に至るに、車轄<sup>しゃかつ</sup>上の金の鳳凰<sup>ほうほう</sup>輒<sup>わづ</sup>ち亡げ去り、之く所を知る莫し。曉<sup>あけつぎ</sup>に至りて乃ち還る。此くの如きこと一に非ず。守車<sup>しゆしゃ</sup>の人も亦た嘗に見る。後に南郡<sup>なんくん</sup>の黄君仲<sup>くわうくんちゆう</sup>、北山<sup>ぺいざん</sup>に鳥を羅し、鳳凰を得たり。手に入るや即ち化して紫金と成る。毛羽<sup>まうう</sup>冠翅<sup>くわんし</sup>、宛然として具足し、長さ尺餘なる可し。守車の人列上して云ふ「今月十二日夜、車轄上の鳳凰俱に飛び去る。曉くれば則ち俱に還るに、今則ち返らず。恐らくは人の得る所と爲るならん」と。光甚だ之を異とし、具に以て列上す。後數日して、君仲闕に詣る。鳳凰の子を上りて云ふ「今月十二夜、北山に鳥を羅して得し所

なり」と。帝聞きて之を疑ひ、承露盤の上に置くに、俄にして飛び去る。帝之を尋ねしむるに、直ちに光の家に入り、車轄の上に止まる。乃ち信に然るを知る。帝其の車を取り、遊行する毎に、即ち乗りて之を御す。帝の崩ずるに至り、鳳凰飛び去り、所在を知る莫し。

## 【通釈】

漢の宣帝は黒い覆いの車を一台、大將軍の霍光に賜つた。鉸具は悉く金で作られていた。夜になると、車轄上の金の鳳凰がいつも逃げ去り、行く所を知る者は無かつた。明け方になる度に戻つて来ていた。こんなことが何度もあつた。守車の者もまた常にそれを見ていた。後に南郡の黄君仲が、北山に鳥の網を張り、鳳凰を捕まえた。手の中に入れるや直ぐに紫金に変化した。羽毛やとさか・翼など、そっくりそのまま備わつており、その長さは一尺余りもあつた。守車の者が奏上して言うには「今月十二日の夜、車轄上の鳳凰が俱に飛び去りました。明け方になると俱に戻つて来るのに、この度は返つて来ません。恐らく人間に捕まえられてしまったのでしよう」と。光はこの事をとて不思議なことだと思ひ、詳しく奏上した。数日が経つた後、君仲は宮城に参内した。鳳凰の子を献上して言うには「今月十二日の夜、北山に鳥の網を張つて捕まえたものです」と。帝はこの事を聞いて車についていた金の鳳凰ではないかと疑ひ、承露盤の上に置いてみると、俄に飛び去つた。帝がこれを探して追い掛けさせると、真つ直ぐに光の家に入つ

て行き、車轄の上に止まった。そこではじめて本当のこ  
とだったのだと知った。帝はその車を召し上げ、遊行す  
る度に、その車に乗った。帝が崩御した時に、鳳凰は飛  
び去り、その行方を知る者は無かった。

## 【語釈】

\*この話は『書鈔』一四一、『廣記』四〇〇に見える。

漢宣帝賜霍光、金鳳爲轄也。〔『書鈔』一四一引〕

漢の宣帝 霍光に賜ふに、金鳳を轄と爲すなり。

- ① 漢宣帝―漢第九代の帝、劉詢。武帝の曾孫。在位二  
十五年。改元は七度、本始（前七三―前七〇）・地節  
（前六九―前六六）・元康（前六五―前六二）・神爵  
（前六一―前五八）・五鳳（前五七―前五四）・甘露  
（前五三―前五〇）・黃龍（前四九）。元平元年（前  
七四年）に昭帝が亡くなった後、昌邑王（劉賀）が帝  
位に就いたが、七月にこれを廢して武帝の曾孫である  
宣帝が漢朝を継いだ。〔『漢書』八〕
- ② 霍光―漢、平陽の人。霍去病の異母弟。生年未詳。前  
六八年。字は子孟、諡は宣成。武帝の時、奉車都尉。  
後元の初めに大司馬・大將軍を授けられた。昭帝を輔  
佐し、その没後、昌邑王劉賀を立てたが行いが悪かつ  
たので廢し、宣帝を迎立した。〔『漢書』六七〕
- ③ 鉸具―尾錠金。帶革・紐などの先に取り付け、左右  
から寄せて締める金具。「具」字、『廣記』は「飾之」  
二字に作る。
- ④ 至夜、車轄上金鳳輒亡去、莫知所之―この十五字、

『廣記』は「毎夜、車轄上金鳳輒飛去、莫知所」（毎  
夜、車轄上の金の鳳凰 飛びて去り、所を知る莫し）  
十三字に作る。

⑤ 車轄―車のくさび。車の軸端の鍵。

⑥ 如此非一、守車人亦嘗見―この十字、『廣記』は「守  
車人亦見之」（守車の人も亦た之を見る）六字に作る。

⑦ 守車―車の管理をする人。

⑧ 後南郡黃君仲、北山羅鳥、得鳳凰―この十三字、『廣  
記』は「南郡黃君仲、北山羅鳥、得一鳳子」（南郡  
の黃君仲、北山に鳥を羅し、一の小鳳子を得たり）  
十四字に作る。

⑨ 南郡―郡名。秦に置かれた。治所は今の湖北省江陵県  
の東南。

⑩ 黃君仲―未詳。

⑪ 冠翅―「冠」は、とさか。「翅」は、つばさ。

⑫ 守車人列上云、今月十二日夜、車轄上鳳凰俱飛去、曉  
則俱還、今則不返―この二十八字、『廣記』は「守車  
人列云、車轄上鳳凰常夜飛去、曉則俱還、今不返」（守  
車の人列して云ふ、車轄上の鳳凰常に夜に飛び去り、  
曉に則ち俱に還る。今返らず）二十一字に作る。

⑬ 上鳳凰子云、今月十二夜、北山羅鳥所得―この十六字、  
『廣記』は「上金鳳凰子」（金の鳳凰の子を上る）  
五字に作る。

⑭ 承露盤―漢の武帝が建章宮に設けた、甘露を集める為  
の銅製の盤。

⑮即乘御之、至帝崩、鳳凰飛去、莫知所在——この十五字、『廣記』は「輒乘之。故嵇康『遊仙詩』云、翩翩鳳轄、逢此網羅、是也」(輒ち之に乗る。故に嵇康「遊仙詩」に云ふ、翩翩たる鳳轄、此の網羅に逢ふは、是れなり)二十字に作る。

## 02 田眞

京兆田眞兄弟三人、共議分財、生貨皆平均。惟堂前一株紫荊樹、共議欲破三片。明日、就截之、其樹即枯死、狀如火然。眞往見之、大驚。謂諸弟曰「樹本同株。聞將分斫、所以憔悴。是人不如木也。」因悲不自勝、不復解樹。樹應聲榮茂、兄弟相感、合財寶、遂爲孝門。眞仕至太中大夫。

京兆の田眞の兄弟三人、共に財を分かつを議し、生貨皆平均にす。惟だ堂前の一株の紫荊樹は、共に議して三片に破らんと欲す。明日、就きて之を截らんとするに、其の樹即ち枯死し、状は火に然ゆるが如し。眞往きて之を見、大いに驚く。諸弟に謂ひて曰く「樹は本は株を同じくす。將に分斫されんとするを聞き、所以に憔悴するなり。是れ人木に如かざるなり」と。因りて悲しみて自ら勝へず、復た樹を解せず。樹聲に應じて榮茂す。兄弟相ひ感じ、財寶を合し、遂に孝門と爲る。眞仕へて太中大夫に至る。

## 【通釈】

京兆の田眞は三人兄弟で、皆で財産を分けることを話し合い、生活用品は全て等分した。ただ堂の前にある一株の紫荊の樹については、共に相談して三つに分けようとした。翌日、そこへ行つてこれを截ろうとしたところ、その樹は枯死しており、その様子は火に燃えたものようだった。眞はそれを見て、ひどく驚いた。弟たちに言うには「この樹は元々株が同じだった。切り分けられようとしているのを知り、それでやせ衰えてしまったのだ。これでは人間は樹にも及ばない」と。そうして悲しみに堪えず、樹を伐ることはしなかった。樹はその声に応ずるかのように繁茂した。兄弟は心を動かされ、財産を合わせ、そうして孝行の誉れ高い家とされた。眞は出仕して太中大夫にまで至った。

## 【語釈】

\*この話は『御覽』四二二、四八九に引く『續齊諧記』に見える。また、この事は『瑠玉集』一一に引く『前漢書』、『初學記』一七および『類聚』八九、『御覽』九五九に引く周景式『孝子傳』に見える。

古有兄弟、意欲分異。出見三荊同根、接葉連陰。歎曰「木猶欣聚、況我而殊異哉。」還爲雍和。(『初學記』一七引周景式『孝子傳』)

古に兄弟有り、意に分異せんと欲す。出でて見るに三荊同根にして、葉を接して陰を連ぬ。歎じて曰く「木すら猶ほ聚まるを欣ぶ。況や我にして殊異にせんや」と。還た雍和を爲す。

古有兄弟、忽欲分異。出門見、三荊同株、接葉連陰。歎

曰「木猶欣聚。況我而殊哉。」還爲雍和。（『類聚』八九引周景式『孝子傳』）

古に兄弟有り、忽ち分異せんと欲す。門より出でて見るに、三荊同株にして、葉を接して陰を連ぬ。歎じて曰く「木すら猶ほ聚まるを欣ぶ。況や我にして殊にせんや」と。還た雍和を爲す。

古有兄弟、忽欲分異。出門見、三荊同株、接葉連陰。歎曰「木猶欣然聚。況我而殊哉。」遂還爲雍和。（『御覽』九五九引周景式『孝子傳』）

古に兄弟有り、忽ち分異せんと欲す。門より出でて見るに、三荊同株にして、葉を接して陰を連ぬ。歎じて曰く「木すら猶ほ欣然として聚まる。況や我にして殊にせんや」と。遂に還た雍和を爲す。

①京兆田眞兄弟三人——「京兆」は、郡名。晉に置かれた。陝西省長安県の西北。「京兆」二字、『御覽』四二二に無し。「兄弟」二字、『御覽』四八九に無し。この八字、『初學記』『類聚』『御覽』九五九は「兄弟」二字に作る。『御覽』四二二はこの後に「家巨富而殊不睦」（家巨富なるも殊に睦まじからず）七字がある。『瑠玉集』には「前漢京兆人也。兄弟三人、二親竝沒」（前漢京兆の人なり。兄弟三人、二親竝びに沒す）とある。

②共議分財、生貲皆平均——この九字、『御覽』四二一は「忽共議分財、金銀珍物、各以斛量。田業生貲、平均如一」（忽ち共に財を分かつを議し、金銀珍物、各

の以て量を斛る。田業生貲、平均にすること一の如し）二十一字に、『御覽』四八九は「三人分財」（三人財を分かつ）四字に、『瑠玉集』は「共議分居、家之資産、分之悉訖」（共に分居を議し、家の資産は、之を分かちて悉く訖る）十二字に、『初學記』は「意欲分異」（意に分異せんと欲す）四字に、『類聚』及び『御覽』九五九は「忽欲分異」（忽ち分異せんと欲す）四字に作る。

③惟堂前——この三字、『御覽』四八九は「堂前」二字に、『瑠玉集』は「唯有庭前」（唯だ庭前に有り）四字に、『初學記』は「出見」（出でて見るに）二字に、『類聚』及び『御覽』九五九は「出門見」（門より出でて見るに）三字に作る。

④一株紫荊樹——この五字、『御覽』四二二は「一株紫荊樹、花葉美茂」（一株の紫荊樹あり、花葉美茂す）九字に、『御覽』四八九は「有紫荊、花葉茂異」（紫荊有り、花葉茂異なり）七字に作る。『瑠玉集』は、「三株紫荊、華葉美茂」（三株の紫荊、華葉美茂す）八字に作る。また『初學記』は「三荊同根」四字に、『類聚』『御覽』九五九は「三荊同株」四字に作る。「紫荊」は、樹木の名。すおう。落葉の灌木。

⑤共議欲破三片——状如火然——この二十字、『瑠玉集』は「眞兄弟等、議欲分之。明旦即伐斫。其荊逕宿、花葉枯萎、根茎焦頽」（眞の兄弟等、議して之を分けんと欲す。明旦、即ち伐斫せんとす。其の荊逕宿にし

- て、花葉 枯萎し、根莖 焦頓す）二十五字に、『初學記』『類聚』『御覽』九五九は「接葉連陰」（葉を接して陰を連ぬ）四字に作る。「状如火然」四字、『御覽』四二一は「状火燃」三字に作り、他の書には見えない。
- ⑥ 因悲不自勝、樹應聲榮茂——この十四字、『御覽』四二一は「因悲不自勝、便不復解樹。樹應聲、遂更青翠、華色繁美」（因りて悲しみて自ら勝へず、便ち復た樹を解せず。樹聲に應じ、遂に更めて青翠にして、華色 繁美なり）二十一字に作る。『瑠玉集』は「因對悲泣、不復解樹。樹即應聲、青翠如故」（因りて對して悲泣し、復た樹を解せず。樹 即ち聲に應じ、青翠 故の如し）十二字に作る。他の書にこの記述は見えない。
- ⑦ 兄弟相感——この句以降、『初學記』『類聚』は「還爲雍和」（還た雍和を爲す）四字に、『御覽』九五九は「遂還爲雍和」（遂に還た雍和を爲す）五字に作る。
- ⑧ 合財寶、遂爲孝門、眞仕至太中大夫——この十四字、『御覽』四二一は「更合財產、遂成純孝之門。眞以漢成帝時、爲太中大夫」（更に財產を合し、遂に純孝の門と成る。眞漢の成帝の時を以て、太中大夫と爲る）二十一字に作り、『御覽』四八九は「更合」二字に作る。『瑠玉集』は「便合財產、遂成純孝之門也」（便ち財產を合し、遂に純孝の門と成るなり）十字に作る。
- ⑨ 太中大夫——官名。秦に置かれた。議論を掌る。漢・晉以来、皆これにならう。後魏以後は散官とし、清は設

けない。

### 03 楊寶

① 宏農楊寶、性慈愛。年九歲、至華陰山、見一黃雀。爲鴟梟所搏、逐樹下。傷瘕甚多、宛轉復爲螻蟻所困。寶懷之以歸、置諸梁上。夜聞啼聲甚切、親自照視、爲蚊所嚙。乃移置巾箱中、啖以黃花。逮十餘日、毛羽成飛翔。朝去暮來、宿巾箱中。如此積年、忽與羣雀俱來、哀鳴遶堂、數日乃去。是夕、寶三更讀書、有黃衣童子曰「我王母使者。昔使蓬萊、爲鴟梟所搏。蒙君之仁愛見救、今當受賜南海。」別以四玉環與之、曰「令君子孫潔白、且從登三公。事如此環矣。」寶之孝大聞天下、名位日隆。子震、震生秉、秉生彪、四世名公。及震葬時、有大鳥降。人皆謂「眞孝招也。」

宏農の楊寶、性は慈愛なり。年九歳にして、華陰山に至り、一黄雀を見る。鴟梟の搏つ所と爲り、樹下に逐はる。傷瘕甚だ多く、宛轉して復た螻蟻の困しむ所と爲る。寶之を懷きて以て歸り、諸を梁上に置く。夜啼聲の甚だ切なるを聞き、親自ら照らし視るに、蚊の嚙む所と爲る。乃ち移して巾箱の中に置き、啖はすに黃花を以てす。十餘日に逮び、毛羽成りて飛翔す。朝に去りて暮れに來り、巾箱の中に宿る。此くの如くして年を積み、忽ち羣雀と俱に來り、哀鳴して堂を遶り、數日にして乃ち去る。是の夕べ、寶三更に書を讀むに、黃

衣の童子有りて曰く「我は王母の使者なり。昔蓬萊に使用ひするに、鷓鴣の搏つ所と爲る。君の仁愛を蒙りて救はれ、今當に賜を南海に受くべし」と。別に四の玉環を以て之に與へ、曰く「君が子孫をして潔白にして、且つ従ひて三公に登ら令めん。事此の環の如くならん」と。寶の孝大いに天下に聞こえ、名位日に隆んなり。子は震、震は秉を生み、秉は彪を生み、四世名公たり。震の葬時に及び、大鳥の降る有り。人皆な「眞の孝招くなり」と謂ふ。

### 【通釈】

宏農の楊寶は、その性質は慈愛に満ちていた。九歳の時、華陰山に至り、一羽の黄雀を見つけた。鷓鴣に搏たれ、樹の下へ逐われていた。ひどく傷つき、転がり落ちて今度は螻蛄や蟻に苦しめられていた。寶はこの黄雀を懐にして連れ帰り、これを梁の上に置いた。夜に鳴き声がひどく切迫しているのを聞き、自ら照らして見てみると、蚊に刺されていた。そこで移して布張りの小箱の中に置き、黄色い菊の花を食べさせた。十日余りが経ち、毛羽が揃って飛べるようになった。朝に出て行って暮れにやって来て、小箱の中に宿った。こうして何年かが経ち、不意に雀の群とやって来て、哀しげに鳴いて堂の周りをめぐり、数日して漸く去って行った。その夕べ、寶は夜更けに書物を読んでいたが、黄色の衣を身につけた子供が現れて言うには「私は西王母の使者です。むかし蓬萊に使いをした折、鷓鴣に搏たれてしまいました。あ

なたの仁愛を蒙って救われ、今ちようど賜を南海に受けることになりました」と。別に四つの玉環を寶に与え、言うには「あなたの子孫を清廉潔白にして、更に次第に三公へと登らせましょう。万事はこの環のようになるでしょう」と。寶の孝は広く天下に知られ、名声や官位は日に日に隆んになっていった。子は震といい、震は秉を生み、秉は彪を生み、四世つづけて名公となった。震の葬時になると、大きな鳥が降りて来た。人々は口々に「眞の孝が招いたのだ」と言った。

### 【語釈】

\*この話は『後漢書』卷五四・楊震傳の注および『類聚』九二、『事類賦』注一九、『御覽』四〇三、四七九、九二二に引く『續齊諧記』に見える。また『搜神記』卷二〇、『敦煌石室古籍叢殘』の唐人類書に引く『搜神記』に見える。

①宏農楊寶、性慈愛、年九歳——「宏農」は、弘農。今の河南省靈寶縣の南。この二字、『後漢書』及び『御覽』四〇三に無し。「楊寶」は、楊震（『後漢書』卷五四）の父。この話は『蒙求』にも収められている。「楊」字、『類聚』は「揚」に作る。『御覽』九二二に「字文淵、後漢名士也」とある。「性慈愛」の三字は『後漢書』『類聚』『事類賦』『御覽』『搜神記』にはない。「年九歳」三字、『類聚』及び『御覽』四七九に無し。②至華陰山——この四字、『類聚』及び『御覽』四七九に無く、『後漢書』及び『御覽』四〇三、『搜神記』は「至華陰山北」五字に、『事類賦』及び『御覽』九二

- 二は「至華陰北」四字に作る。「華陰山」は、弘農郡華陰縣（今の陝西省）にある山。
- ③ 黄雀—嘴と脚が黄色味を帯びている雀。
- ④ 鴟梟—ふくろう。「御覽」四〇三は「鴟梟」に作る。
- ⑤ 逐樹下、傷癥甚多、宛轉復爲螻蟻所困—この十五字、「御覽」四七九に無し。「螻」は、けら。「蟻」は、あり。
- ⑥ 寶懷之以歸—この五字、「御覽」九二二は「寶見之愍然、命左右取之歸」（寶之を見て愍然たり、左右に命じて之を取りて歸らしむ）十一字に作る。
- ⑦ 置諸梁上、夜聞啼聲甚切、親自照視、爲蚊所嚙、乃移—この二十字、「後漢書」「類聚」「事類賦」「御覽」「搜神記」に無し。
- ⑧ 巾箱—布張りの小箱。「巾」字、和刻本『搜神記』は「中」に作る。
- ⑨ 黄花—菊の花。この二字、「事類賦」に無し。
- ⑩ 十餘日—この三字、「後漢書」「類聚」「事類賦」「御覽」「搜神記」は「百餘日」に作る。
- ⑪ 如此積年、忽與羣雀俱來—この十字、「後漢書」「事類賦」「御覽」四〇三および四七九、「搜神記」に無し。「如此積年」四字、「類聚」及び「御覽」九二二は「後」に作る。
- ⑫ 遶堂—「堂」字、四庫全書本は「屋」に作る。
- ⑬ 王母—西王母。西の果て崑崙山に住み、不死の薬を持つていたといわれる女の仙人。
- ⑭ 昔使蓬萊、爲鴟梟所搏—この八字、「後漢書」「御覽」四〇三に無く、「昔使蓬萊」四字のみ「類聚」に無し。「事類賦」「御覽」四七九および九二二、「搜神記」は「爲」字の上に「不慎」（慎まらずして）二字有り。「蓬萊」は、神仙が住むという島の名。東海の中にあるという。
- ⑮ 今當受賜南海—この六字、「後漢書」「事類賦」「御覽」四〇三、「搜神記」に無し。
- ⑯ 三公—最高位の三人の大臣。「公」字、「後漢書」「類聚」「御覽」四七九および九二二、「搜神記」は「事」に作る。
- ⑰ 事如此環矣—「蒙求」には「震より彪に至るまで四世太尉となり、徳業相ひ繼ぐ」とあり、三公の位に登つた子孫の数が、玉環の数と同じ「四」であったという。「環」は高貴の象徴。この五字、「類聚」に無し。以降の句、「後漢書」「御覽」四〇三および四七九、「搜神記」に無し。
- ⑱ 寶之孝大聞天下、名位日隆—この十一字は「後漢書」「類聚」「事類賦」「御覽」「搜神記」に見えず、「類聚」「御覽」九二二に「於此遂絶」（此に於て遂に絶ゆ）四字がある。
- ⑲ 子震、震生秉、秉生彪—この八字、「類聚」「事類賦」「御覽」九二二は「寶生震、震生秉、秉生賜、賜生彪」十二字に作る。
- ⑳ 及震葬時、有大鳥降、人皆謂、眞孝招也—この十五字



は『後漢書』『類聚』『事類賦』『御覽』『搜神記』に見えず、『御覽』九二二に「爲東京盛族」（東京の盛族と爲る）四字がある。

## 04 徐景山

魏明帝遊洛水。水中有白獺數頭、美靜可憐。見人輒去。帝欲見之、終莫能遂。侍中徐景山曰「獺嗜鮠魚、乃不避死。」畫板作兩生鮠魚、懸置岸上。於是羣獺競逐、一時執得。帝甚佳之、曰「聞卿善畫。何其妙也。」答曰「臣亦未嘗執筆。然人之所作、可庶幾耳。」帝曰「是善用所長。」

魏の明帝、洛水に遊ぶ。水中に白獺數頭有り、美靜にして憐れむ可し。人を見れば輒ち去る。帝之を見んと欲するも、終に能く遂ぐる事莫し。侍中の徐景山曰く「獺は鮠魚を嗜みて、乃ち死を避けず」と。板に畫きて兩の生鮠魚を作し、懸けて岸上に置く。是に於て羣獺競ひ逐へば、一時に執へ得たり。帝甚だ之を佳とし、曰く「卿の善く畫くを聞く。何ぞ其れ妙なるや」と。答へて曰く「臣も亦た未だ嘗て筆を執らず。然れども人の作す所、庶幾す可き耳」と。帝曰く「是れ善く長ずる所を用ふ」と。

## 【通釈】

魏の明帝が洛水に巡遊した。水中に白い獺が數頭おり、美しく整っていて可愛らしかったが、人間を見ると

直ぐに逃げてしまった。帝はこれを見たいと思つたが、結局叶うことはなかった。侍中の徐景山が言うには「獺はボラを好むもので、それは死を厭わない程です」と。生きているような二匹のボラを板に描き、岸のほとりに懸けて置いた。すると獺の群が競つて追いかけたので、一度に捕まえることが出来た。帝はこの事を大變評価し、こう言つた「そなたが絵を描くのが巧みだと聞いた。どうしてそれほど優れているのだ」と。答えて言うには「私もまた今まで筆を執つたことはありません。けれども人の為すことであれば、それに近づくことは出来るものです」と。帝は「それは得意とする所をうまく用いたわけだな」と言つた。

## 【語釈】

\*この話は『御覽』七五〇、『廣記』四六六に見える。

①魏明帝—三國・魏の第二代皇帝、曹叡。在位十三年にして崩す。没後、政權は司馬氏に歸す。改元は三度で、太和（二二六—二三三）・青龍（二三三—二三七）・景初（二三七—二三九）。『三國志』卷三。

②洛水—川の名。雒水。源は陝西省雒南縣の冢嶺山。黄河に注ぐ。

③白獺數頭、美靜可憐—『御覽』は「數頭」二字が無く「美靜」二字を「靡淨」に作る。「靜」字、『廣記』は「淨」に作る。

④帝欲見之、終莫能遂—この八字、『御覽』は「帝願玩之、終不可得」（帝之を玩ばんことを願ふも、終に得

る可からず)に、『廣記』は「帝欲取之、終不可得」(帝之を取らんと欲するも、終に得る可からず)に作る。

⑤ 獺嗜鯔魚、乃不避死——『御覽』はこの句の前に「臣聞」(臣聞く)二字があり、この句の後に「可以此候之」(此れを以て之を候ふ可し)五字がある。『廣記』はこの後に「可以此誑之」(此れを以て之を誑かす可し)五字がある。

⑥ 畫板作兩生鯔魚——『御覽』はこの句の前に「乃自」二字有り。この七字、『廣記』は「乃畫板作兩鯔魚」(乃ち板に畫きて兩の鯔魚を作す)に作る。

⑦ 懸置岸上——この四字、『御覽』は「懸岸」(岸に懸く)二字に作る。

⑧ 競逐——この二字、『御覽』は「競赴逐」(競ひて赴き逐ふ)三字に作る。

⑨ 帝甚佳之、曰——この五字、『御覽』は「帝嘉之謂曰」(帝之を嘉して謂ひて曰く)に作る。

⑩ 聞卿善畫、何其妙也——この八字、『廣記』は「聞卿能畫。何以妙也」(卿の能く畫くを聞く。何を以て妙なるや)に作る。『御覽』は「聞卿善畫」四字を「不聞卿知画」(卿の画を知るを聞かず)五字に作る。

⑪ 然人之所作——この五字、『御覽』は「人之所作者」(人の作す所の者)に作る。「作」字、四庫全書本は「目」に作る。

⑫ 可庶幾耳——『御覽』『廣記』はこの四字の上に「自」

字がある。

⑬ 是善用所長——『御覽』はこの後に「者也」二字有り。

05

張華

張華爲司空。于時燕昭王墓前、有一斑狸。化爲書生、欲詣張公。過問墓前華表曰「以我才貌、可得見司空耶。」華表曰「子之妙解、無爲不可。但張公智度、恐難籠絡。出必遇辱、殆不得返。非但喪子千年之質、亦當深誤老表。」

狸不從、遂詣華。見其容止、風流雅重之。於是論及文章聲實、華未嘗勝。次復商略三史、探貫百氏、包十聖、洞三才、華無不應聲屈滯。乃歎曰「天下豈有此年少。若非鬼魅、則是狐狸。」乃掃榻延留、留人防護。

此生乃曰「明公當尊賢容衆、嘉善矜不能、奈何憎人學問。墨子兼愛、其若是耶。」言卒、便退。華已使人防門、不得出。既而又問華曰「公門置兵甲闌錡。當是疑僕也。恐天下之人、卷舌而不談、知謀之士、望門而不進。深爲明公惜之。」華不答、而使人防禦甚嚴。

豐城人雷煥、博物士也。謂華曰「聞、魅鬼忌狗、所別者數百年物耳。千年老精、不復能別。惟千年枯木照之、則形見。昭王墓前華表、已當千年。」

使人伐之。至聞華表言、曰「老狸不自知。果誤我事。」於華表穴中、得青衣小兒、長二尺餘。使還。未至洛陽而變成枯木。遂燃以照之、書生乃是一斑狸。茂先歎曰「此二物不值我、千年不復可得。」

張華司空と爲る。時に于て燕の昭王の墓前に、一斑狸有り。化して書生と爲り、張公に詣らんと欲す。過りて墓前の華表に問ひて曰く「我が才貌を以て、司空に見ふを得可きや」と。華表曰く「子の妙解、不可と爲す無し。但だ張公の智度、恐らくは籠絡し難からん。出づれば必ず辱めに遇ひ、殆ど返るを得ざらん。但だに子の千年の質を喪ふのみに非ず、亦た當に深く老表を誤るべし」と。

狸従はず、遂に華に詣る。其の容止を見るに、風流にして雅より之を重んず。是に於て論じて文章・聲實に及び、華未だ嘗て勝たず。次いで復た三史を商略し、百氏を採貫し、十聖を包ね、三才を洞き、華聲に應じて屈滞せざる無し。乃ち歎じて曰く「天下豈に此の年少有らんや。若し鬼魅に非ずんば、則ち是れ狐狸ならん」と。乃ち榻を掃ひて延留し、人を留めて防護せしむ。此の生乃ち曰く「明公當に賢を尊び衆を容れ、善を嘉して不能を矜れむべきに、奈何ぞ人の學問を憎むや。墨子の兼愛、其れ是くの若きや」と。言ひ卒り、便ち退かんとす。華已に人をして門を防がしむれば、出づるを得ず。既にして又た華に問ひて曰く「公門に兵甲・關錡を置く。當た是れ僕を疑ふや。天下の人、舌を卷きて談せず、知謀の士、門を望みて進まざらんとするを恐る。深く明公の爲に之を惜しむ」と。華答へずして、人をして防禦せしむること甚だ嚴なり。

豊城の人雷煥、博物の士なり。華に謂ひて曰く「聞く、魅鬼狗を忌むも、別つ所の者は數百年の物なるのみ。千年の老精、復た別つ能はず。惟だ千年の枯木もて之を照らせば、則ち形見れん。昭王の墓前の華表、已に千年に當たる」と。

人をして之を伐らしむ。至りて華表の言ふを聞くに、曰く「老狸自らを知らず。果たして我が事を誤る」と。華表の穴中に於て、青衣の小兒を得るに、長は二尺餘なり。使還る。未だ洛陽に至らずして變はりて枯木と成る。遂に燃やして以て之を照らせば、書生乃ち是れ一斑狸なり。茂先歎じて曰く「此の二物我に値はざれば、千年復た得可からざらんや」と。

#### 【通釈】

張華は司空となつた。そのころ燕の昭王の墓前に、一匹のまだら模様の狸がいた。書生の姿に化け、張華に会いに行こうと思つた。墓前の華表のもとに立ち寄つて言うには「私の才知と容貌で、張司空に会うことができらるだろうか」と。華表は言つた「君ほど物事を理解しているのなら、出来ないことはない。ただ張公には智恵があるから、恐らく言いくるめることは難しいだろう。出掛けて行けば必ず屈辱にあい、きつと帰つて来ることは出来ないだろう。君の千年の才能を失うだけでなく、この老いた華表もまたひどく迷惑を被るだろう」と。

狸は従わず、そのまま華に会いに行つた。その立ち居振る舞いを見ると、風流であつたので華ははじめからこ

れを重んじた。そこで論は文章や評価にまで及び、何れも華が勝つことはなかった。次いでまた三史について協議し、百氏について探貫し、十聖を包せ、三才をつらぬき、華は書生の言葉に折れざるを得なかった。そこで溜息をついて「天下にどうしてこのような若者がいるだろうか。妖怪ではないのなら、これは狐狸であろう」と言った。そこで椅子を整えて書生を引き留め、見張りをつけて防護させた。

そこでこの書生は「あなたは賢者を尊んで大衆を包容し、善を良しとして不能の者を憐れむべきであるのに、どうして人の学問を憎むのですか。墨子の兼愛とは、この様なことを言っているのでしょうか」と言った。言い終わると、直ぐに退出しようとした。華は已に人に門を守らせていたので、出て行くことが出来ない。そこでまた尋ねて言うには「あなたは門のところは武器や關錡を置いています。これは私に疑いをかけているということでしょうか。世の人々は、舌を巻いて何も言わず、知謀の士は、門を望むだけで進まなくなるでしょう。あなたの為に深く残念に思います」と。華は答えず、人に非常に厳しく守らせた。

豊城の人である雷煥は、博学の人物であった。彼は華にこう言った「聞けば、妖怪は犬を嫌うが、正体を現すのは数百年を経たものだけだ。千年の老いた精は、正体を暴くことは出来ない。ただ千年の枯れ木で妖怪を照らせば、立ちどころに正体を現すだろう。昭王の墓前の

華表は、すでに千年を経ている」と。

人にそれを伐らせるよう言いつけた。行き着くと華表の聲が聞こえたが、言うには「老いぼれ狸の身の程知らずめが。結局私にまで迷惑を掛けたではないか」と。華表の穴の中に、青い服を着た子供を見つけたが、身長は二尺あまりであった。使いの者は帰途に就いた。まだ洛陽に着かない内にそれは変化して枯木になった。そこで燃やして照らしてみると、なんとその書生は一匹のまだら狸であった。茂先は嘆息して「この二物は私に会わなければ、もう千年は生きられたらうに」と言った。

#### 【語釈】

\*この話は『搜神記』卷一八、『太平御覽』九〇九に引く『搜神記』、『太平廣記』四四二に引く『集異記』、『瑠玉集』一二（出晉抄）に見える。

- ①張華——三三二（太和六）—三〇〇（永康元）年。晉、范陽方城（河北）の人。字は茂先。博学で礼を修め義に篤かった。法律礼制を改革、辺境政策に大きな功績をあげ、暗愚な君主と淫虐な賈后の下にあつて、裴頠と共に政務につくし、位は司空に至った。然し八王の乱が起これると、裴頠と共に趙王司馬倫に殺された。卒年六十九。著に『博物志』がある。（『晉書』三六）
- ②爲司空——「司空」は、官名。周代には六卿の一つとなり、冬官、大司空といい、水土のことを掌った。漢代には御史大夫を改めて大司空とし、大司馬、大司徒と共に三公と称された。後漢、大の字を取って司空とい

い、歴代これに倣った。明代に廃された。『搜神記』、『廣記』、『瑠玉集』は、この三字の前に「晉惠帝時」四字を置く。

③燕昭王―戰國燕の三十九代君主。名は平。諡は昭。燕王噲の子。幣を厚くして賢人を招き、郭隗に師事した。そのため魏からは楽毅、齊からは鄒衍、趙からは劇辛と、賢士が争つて燕に赴き、国は富強となった。在位三十三年（前三一二〜前二七九年）。(『史記』三四)。

④一斑狸―「狸」字、『搜神記』及び『御覽』は「狐」に作る。

⑤智度―この語、底本は「制度」に作るが、『搜神記』及び『廣記』四四二に拠つて改めた。

⑥商略三史、探貫百氏、包十聖、洞三才―「三史」は、三つの史書。六朝では、『史記』『漢書』『東觀漢記』をいう。唐以後では、『史記』『漢書』『後漢書』をいう。「百氏」は、多くの学者。諸子百家。「十聖」は、十人の聖人。「三才」は、天・地・人の称。

⑦天下豈有此年少、若非鬼魅、則是狐狸、乃掃榻延留、留人防護、此生乃曰―この二十八字は底本および四庫全書本に無いが、『搜神記』に拠つて補つた。「魅」字、『廣記』四四二は「怪」に作る。

⑧明公當尊賢容衆―「當」字、四庫全書本は「乃」に作る。

⑨墨子―墨翟。戰國、魯の人。或いは宋の人、楚の人ともいわれる。生没年未詳。墨家の祖。兼愛尚同の説を

唱え、当時、儒家・楊家と並び称された。

⑩其若是耶―「若」字、四庫全書本は「善」に作る。

⑪兵甲闌錡―「兵甲」は、武器と甲冑。兵革に同じ。「闌錡」は、門にさしわたして出入りを遮る材。「闌」字、四庫全書本は「蘭」に作る。「蘭錡」は、兵器を掛ける架。一般の兵器を架けるものを蘭、弩を架けるものを錡という。この四字、『搜神記』及び『廣記』四四二は「甲兵欄騎」に作る。

⑫豐城人―「豐城」は、県名。晉に置かれた。江西省南昌縣の南。故城は豐水の西。「人」字、四庫全書本及び『搜神記』、『廣記』四四二は「令」に作る。

⑬雷煥―晉、豫章の人。緯象に精通していた。武帝の時、斗牛の間に紫気があり、張華が煥に尋ねたところ、煥は「宝剑の精が天に上つたもので、豫章の豐城縣にある」といい、その為に豐城令に任ぜられた。(『晉書』三六)(『尚友録』四)

06 通天犀羸(通天犀の羸)

①東海蔣潛、嘗至不其縣。路次林中、露一屍。已自臭爛。鳥來食之、輒見一小兒。長三尺。驅鳥、鳥即起、如此非一。潛異之、看見屍頭上、着通天犀羸。揣其價、可數萬錢。潛乃拔取。既去、見衆鳥集、無復驅者。潛後以此羸上晉武陵王晞。晞薨、以襯衆僧。王武剛以九萬錢買之、後落褚太宰處。復以餉齊故丞相豫章王。王薨、後納入江夫人、遂斷以爲釵。每夜輒見一兒。繞牀啼叫、

云「何爲見屠割。必訴天、當相報。」江夫人惡之、月餘乃亡。

東海の蔣潛、嘗て不其縣に至る。路次の林中に、一の屍を露す。已自に臭爛す。鳥來りて之を食ふに、輒ち一小兒を見る。長は三尺。鳥を驅するに、鳥即ち起つ。此くの如きこと一に非ず。潛之を異とし、屍の頭上を看見るに、通天犀の麤を着く。其の價を揣るに、數萬錢なる可し。潛乃ち抜き取る。既に去り、衆鳥の集ふを見るも、復た驅する者無し。潛後に此の麤を以て晉の武陵王の晞に上る。晞薨じ、以て衆僧に襯す。王武剛九萬錢を以て之を買ひ、後に褚太宰の處に落つ。復た以て齊の故の丞相豫章王に餉る。王薨じ、後に江夫人に納入するに、遂に斷ちて以て釵と爲す。毎夜輒ち一兒を見る。牀を繞りて啼叫し、云ふ「何爲れぞ屠割さるるや。必ず天に訴へ、當に相ひ報ゆべし」と。江夫人之を惡み、月餘にして乃ち亡す。

【通釈】

東海の蔣潛は、あるとき不其縣を訪れた。道筋の林中に、死体が一つ晒されていた。已に腐り爛れて腐臭を放っていた。鳥がやつて来てそれを食べていたが、その度に子供が一人現れた。身の丈は三尺ほどであった。鳥を追い払うと、鳥は直ぐに飛び立って逃げた。この様なことが何度もあった。潛はこれを不思議に思い、死体の頭上を見ると、通天犀の麤を着けていた。その価値をは

かるに、數萬錢ほどであった。潛はそこで抜き取った。その場を去り、鳥たちが集まっているのを見たが、追いかう者はいなかった。潛はその後この麤を晉の武陵王の晞に奉った。晞が薨去すると、それは衆僧にほどこされた。王武剛が九萬錢でこれを買ひ、その後に褚太宰のものになった。それはまた齊の故の丞相の豫章王に贈られた。王が薨去し、後に江夫人に納められたが、それは断ち切られて釵にされた。夜ごとに一人の子供が現れた。寝台のまわりをめぐる泣き叫び、言うには「どうして屠割されることになったんだ。必ず天に訴えて、きつと報いを与えてやるぞ」と。江夫人はこのことを忌み、一月余り後に亡くなつてしまった。

【語釈】

\*この話は『御覽』六八八、『廣記』四〇三に見える。

①東海—郡名。晉に置かれた。江蘇省常熟県の北。『廣記』はこの上に「晉」字がある。

②不其縣—県名。漢に置かれた。もと侯国。不其山に因つて名づけられた。故城は山東省即墨縣の西南。

③路次林中、露一屍—この七字、『御覽』は「於林野中、見一死人」（林野中に於て、一死人を見る）八字に、『廣記』は「見林下踏一屍」（林下に踏れたる一の屍を見る）六字に作る。

④已自臭爛、鳥來食之—『御覽』は「已自臭爛」四字が無く、「鳥」を「鳥」に作る。『廣記』は「已臭爛、鳥來食之」（已に臭爛し、鳥來りて之を食ふ）七字

に作る。

- ⑤ 長三尺——『御覽』はこの後に「許」字がある。
- ⑥ 驅鳥、鳥即起、如此非一、潛異之、看見屍頭上、着通天犀纛——この二十二字、『御覽』は「來驅鳥、乃起去。潛乃往看之、見有遲導」(來りて鳥を驅するに、乃ち起ちて去る。潛乃ち往きて之を看るに、遲導有るを見る)十五字に作る。『廣記』は「看見屍頭上」五字を「乃就看之、見死人頭上」九字に作り、「纛」字を「導」に作る。
- ⑦ 通天犀纛——「通天犀」は、犀の角。角に上下に貫く穴がある。「纛」は、髪飾りの一種であろう。
- ⑧ 揣其價、可數萬錢、潛乃拔取、既去——この十三字、『御覽』は「乃拔取」三字に作る。「揣其價、可數萬錢、潛乃拔取」十一字、『廣記』は「價數萬錢、乃拔取之」(價は數萬錢、乃ち拔きて之を取る)八字に作る。
- ⑨ 見衆鳥集——この四字、『御覽』及び『廣記』は「衆鳥爭集」(衆鳥 争ひ集ふ)に作る。
- ⑩ 潛後以此纛上晉武陵王晞——これ以下の句、『御覽』に無し。
- ⑪ 晉武陵王晞、晞薨——この七字、『廣記』は「晉武陵王、王薨」六字に作る。
- ⑫ 復以餉齊故丞相豫章王、王薨——『廣記』は「復」字を「褚」に、「薨」字を「死」に作る。
- ⑬ 納入——「納」字、四庫全書本は「内」に作る。『廣記』はこの二字を「内人」に作る。

⑭ 繞牀啼叫——「牀」字、『廣記』は「牀頭」二字に作る。

⑮ 必訴天、當相報——「訴天」二字、『廣記』に無し。また、『廣記』はこの後に「終不獨受枉酷」(終に獨り枉酷を受くるのみならず)六字がある。

⑯ 月餘乃亡——「乃亡」二字、『廣記』は「遂に薨ず」に作る。

07 兩小兒籠歌 (兩小兒の籠歌)

① 桓玄篡位後、來朱雀門中。忽見兩小兒、通身如墨、相和作「籠歌」。路邊小兒、從而和之者數十人。歌云「芒籠茵、繩縛腹。車無軸、倚孤木。」聲甚哀楚。聽者亡歸。日既夕、二小兒入建康縣。至閣下、遂成雙漆鼓槌。吏列云「槌積久、比恒失之。而復得之。不意作人也。」明年春而桓敗。「車無軸、倚孤木」、桓字也。荊州送玄首、用敗籠茵包之、又芒繩束縛其屍、沈諸江中。悉如所歌焉。

桓玄 位を篡ひて後、朱雀門の中に来る。忽ち兩小兒を見るに、通身墨の如く、相ひ和して「籠歌」を作す。路邊の小兒、從而之に和する者數十人あり。歌ひて云ふ「芒籠の茵、繩もて腹を縛す。車に軸無く、孤木に倚る」と。聲甚だ哀楚なり。聽く者亡げ歸る。日既に夕となり、二小兒建康縣に入る。閣下に至り、遂に雙の漆鼓槌と成る。吏列して云ふ「槌積むこと久しきも、比る恒に之を失ふ。而して復た之を得たり。人と作る

を意はざるなり」と。明年の春にして桓敗る。「車に軸無く、孤木に倚る」とは、桓の字なり。荊州玄の首を送り、敗れたる籠茵を用て之を包み、又た芒の繩もて其の屍を束縛し、諸を江中に沈む。悉く歌ふ所の如きなり。

### 【通釈】

桓玄が帝位を篡奪して後、朱雀門の内にやって来た。不意に二人の子供が現れたが、全身が墨の様に真っ黒で、唱和して「籠歌」を歌った。道ばたの子供たちで、これに従って唱和する者が数十人もいた。歌うには「芒籠の茵、繩もて腹を縛す。車に軸無く、孤木に倚る」と。その声はひどく哀しげであった。聴いた者は逃げ帰った。日は既に夕暮れとなり、二人の子供は建康縣に入った。役所に来ると、そのまま二つの漆塗りの太鼓の撥になつた。役人は奏上して「この撥は長い間あつたものですが、ここの所よく無くなつていたのです。そうしてまたこれを得ました。人に化けるとは思いませんでした」と言つた。明くる年の春に桓は敗れた。「車に軸無く、孤木に倚る」とは、桓の字である。荊州は玄の首を送り、ボロボロの籠茵でこれを包み、また芒の繩でその死体を縛りつけ、これを江の中に沈めた。悉く歌われていた内容の通りになつた。

### 【語釈】

\*この話は『廣記』三六八に見える。

① 桓玄篡位後、來朱雀門中—この十字、『廣記』は「東

晉桓玄時、朱雀門下」（東晉の桓玄の時、朱雀門の下に）九字に作る。「桓玄」は、晉、龍亢の人。温の庶子。字は敬道。一名は靈寶。殷仲堪らに推されて盟主となる。荊州・雍州を制圧し、都督荊江八州軍事、荊江二州刺史となる。ついで兵を挙げて建康に入り、大尉となつて百官を統べた。安帝より帝位の禪讓を受けて即位したが、劉裕らに誅された。（『晉書』九九、『魏書』九七）

② 朱雀門—建康の門名。（『南史』宋孝武帝紀）

③ 籠歌—籠の歌。『廣記』はこの上に「芒」字あり。

④ 芒籠茵—「茵」字について、『廣記』は「茵原作首。據明鈔本改」（茵原は首に作る。明鈔本に據りて改

む）と注している。「芒」は、すすき。「籠茵」は、畚にするむしろか。

⑤ 聲甚哀楚、聽者亡歸—この八字、四庫全書本は「聲甚哀促無歸」六字に作る。「亡」字、『廣記』は「忘」字に作る。「哀楚」は、かなしみいたむ。「楚」は、いたみかなしむこと。

⑥ 建康縣—県名。晉に置かれた。三國呉の建業の地。晉代、業を鄴と改め、更に愍帝の諱を避けて建康とした。故城は今の南京市の南。

⑦ 至閣下、遂成雙漆鼓槌—この九字、『廣記』は「至閣下、遂成一雙漆鼓槌」（閣下に至り、遂に一雙の漆鼓槌と成る）十字に作る。

⑧ 吏列云—「列」字について、『廣記』は「列原作劉。



據明鈔本改」(列原は劉に作る。明鈔本に據りて改む)と注している。

⑨車無軸、倚孤木、桓字也——「桓」字の旁「亘」は「車」から軸を取った形をしており、それが「一木」に倚りかかっている。この歌が桓玄の行く末を暗示していたことをいう。

⑩用敗籠茵包之——この四字、『廣記』は「用敗籠茵包裹之」(敗れたる籠茵を用て之を包裹す)五字に作る。

⑪又芒繩束縛其屍——『廣記』は「又」字の下に「以」字がある。

⑫悉如所歌焉——この五字、『廣記』は「悉如童謠所言爾」(悉く童謠の言ふ所の如くなる爾)七字に作る。

### 08 陽羨書生 (陽羨の書生)

陽羨許彦、于綏安山行、遇一書生。年十七八、臥路側、云脚痛、求寄鵝籠中。彦以爲戲言、書生便入籠。籠亦不更廣、書生亦不更小、宛然與雙鵝竝坐、鵝亦不驚。彦負籠而去、都不覺重。前行息樹下。書生乃出籠、謂彦曰「欲爲君薄設。」彦曰「善。」乃口中吐出一銅奩子。奩子中、具諸飾饌。珍羞方丈、其器皿皆銅物。氣味香旨、世所罕見。酒數行、謂彦曰「向將一婦人自隨。今欲暫邀之。」彦曰「善。」又於口中、吐一女子。年可十五六、衣服綺麗、容貌殊絶。共坐宴。俄而書生醉臥。此女謂彦曰「雖與書生結妻、而實懷怨。向亦竊得一男子同行。書生既眠、暫喚之。君幸勿言。」

彦曰「善。」女子於口中、吐出一男子。年可二十三、四、亦穎悟可愛。乃與彦敘寒温。書生臥欲覺。女子口吐一錦行障遮書生。書生乃留女子共臥。

男子謂彦曰「此女子、雖有心、情亦不甚。向復竊得一女人同行。今欲暫見之。願君勿洩。」彦曰「善。」男子又於口中吐一婦人、年可二十許。共酌、戲談甚久。聞書生動聲、男子曰「二人眠已覺。」因取所吐女人、還納口中。

須臾、書生處女乃出。謂彦曰「書生欲起。」乃吞向男子、獨對彦坐。然後、書生起謂彦曰「暫眠遂久。君獨坐、當悒悒耶。日又晚。當與君別。」遂吞其女子、諸器皿、悉納口中。留大銅盤可二尺廣、與彦別曰「無以藉君。與君相憶也。」

彦大元中、爲蘭臺令史。以盤餉侍中張散。散看其銘題、云是永平三年作。

陽羨の許彦、綏安に於て山行し、一書生に遇ふ。年は十七八、路側に臥し、脚痛しと云ひ、鵝籠の中に寄らんことを求む。彦以て戲言と爲すも、書生便ち籠に入る。籠も亦た更には廣くならず、書生も亦た更には小とならず、宛然として雙鵝と並び坐し、鵝も亦た驚かず。彦籠を負ひて去くに、都て重きを覺えず。前み行きて樹下に息ふ。書生乃ち籠より出で、彦に謂ひて曰く「君が爲に薄か設けんと欲す」と。彦曰く「善し」と。乃ち口中より吐きて一の銅奩子を出す。奩子の中に、諸ろの

飾饌を具ふ。珍羞方丈、其の器皿は皆な銅物なり。氣味香旨、世に罕に見る所なり。酒數行し、彦に謂ひて曰く「向に一婦人を將きて自ら隨ふ。今暫く之を邀へんと欲す」と。彦曰く「善し」と。又た口中より、一女子を吐く。年は十五六可り、衣服綺麗にして、容貌殊絶なり。共に坐して宴す。

俄にして書生醉ひて臥す。此の女彦に謂ひて曰く「書生と結妻すると雖も、實は怨みを懐く。向に亦た竊かに一男子の同行するを得たり。書生既に眠れば、暫く之を喚ばん。君幸はくは言ふ勿れ」と。彦曰く「善し」と。女子口中より、吐きて一男子を出す。年は二十三可り、亦た穎悟愛す可し。乃ち彦と寒温を敘す。書生臥より覺めんと欲す。女子は口より一錦の行障を吐きて書生を遮る。書生乃ち女子を留めて共に臥す。男子彦に謂ひて曰く「此の女子、心有りと雖も、情亦た甚だしからず。向に復た竊かに一女人の同行するを得たり。今暫く之に見はんと欲す。願はくは君洩らす勿れ」と。彦曰く「善し」と。男子又た口中より一婦人を吐くに、年は二十許りなる可し。共に酌し、戲談すること甚だ久し。書生の動く聲を聞き、男子曰く「二人眠り已に覺む」と。因りて吐く所の女人を取り、還た口中に納む。

須臾にして、書生の處女乃ち出づ。彦に謂ひて曰く「書生起きんと欲す」と。乃ち向の男子を呑み、獨り彦に對ひて坐す。然る後、書生起きて彦に謂ひて曰く「暫く

眠りて遂に久しくす。君獨り坐し、當に悒悒たるべきや。日又た晩る。當に君と別るべし」と。遂に其の女子を呑み、諸ろの器皿、悉く口中に納む。大銅盤の二尺可りの廣さなるを留め、彦と別れて曰く「以て君に藉むる無し。君に與へて相ひ憶はん」と。

彦大元中、蘭臺令史と爲る。盤を以て侍中の張散を餉す。散其の銘題を看るに、是れ永平三年の作と云ふ。

#### 【通釈】

陽羨の許彦は、綏安で山の中を歩いていて、一人の書生に出くわした。年の頃は十七・八、路側に臥し、脚が痛いと言ひ、驚鳥の籠の中に入れてほしいと言つた。彦はそれを冗談だと思つたが、書生は直ぐに籠に入った。籠もそれ以上は広くならず、書生が元の姿より小さくなることもなく、そのまま二羽の驚鳥と並んで坐つたが、驚鳥が驚くこともなかつた。彦は籠を背負つて歩いて行つたが、全く重さを感じなかつた。進んで行つて樹の下で休息を取つた。書生はそこで籠から出て、彦にこう言つた「あなたの為に少し御馳走を用意したいと思ひます」と。彦は「それはありがたい」と言つた。そこで口の中から一揃いの銅の箱を吐き出した。箱の中には、様々な御馳走が取り揃えられている。珍しい料理が一丈四方に広げられ、その器や皿は皆な銅で出来ていた。匂いや味は香しくて美味しく、世間ではとても珍しいものばかりであつた。酒を何度か酌み交わし、彦に言うには「一人の女性を連れて来ています。いま暫く彼女を迎えたいと

思うのですが」と。彦は「構いませんよ」と言った。また口の中から、一人の娘を吐き出した。年は十五・六ほど、綺麗な着物をきて、容貌も見たことがないほど美しかった。皆で一緒に坐して宴会を開いた。

にわかに書生が酔って寝てしまった。この娘が彦に言うには「この書生と結婚したとはいえ、本当は好きではないのです。前から窃かに一人の男性を連れて来ています。いま書生が眠ったので、暫く彼を呼び出したいと思います。どうかあなたは黙っていて下さい」と。彦は「構いませんよ」と言った。娘は口の中から、一人の男を吐き出した。年は二十三・四程で、彼もまた才知に優れた美男子であった。そうして彦と挨拶を交わした。書生が眠りから覚めそうになった。娘は口から錦の幕を吐き出して書生を遮った。書生はそうして娘を留めて一緒に眠った。

男が彦に言うには「この娘は、その気はあるのですが、私にはそれ程の情はありません。以前からまた窃かに一人の女性を連れて来ています。いま暫く彼女に会いたいと思います。どうかこの事を洩らさないでほしいのです」と。彦は「いいですよ」と言った。男子は更に口の中より一人の婦人を吐き出したが、その年は二十ほどに見えた。共に酒を酌み交わし、長いあいだ談笑していた。書生の動く音を聞き、男が言うには「眠っていた二人がそろそろ目を覚ましそうです」と。そこで吐き出した女性を取って、また口の中に納めた。

暫くして、書生の妻が起き出して来た。彦に言うには「書生が目を覚ましそうです」と。そこで先程の男を呑み込み、一人で彦と向かい合わせに坐った。それから後、書生は起きて彦にこう言った「ほんの少し眠るだけのつもりがそのまま寝入ってしまった。あなたは一人でここに坐っていて、さぞつまらなかったことでしょう。日もまた暮れようとしています。あなたとはここで別れです」と。そのまま娘を呑み込んで、諸々の器と皿を、みな口の中に納めた。二尺ばかりの大きな銅の盤を残し、彦と別れて言うには「あなたに何もお礼できるものがありません。これを記念にあなたに差し上げます」と。彦は太元年間に、蘭臺令史らんたいれいしになった。その盤を使つて侍中じちゆうの張散をもてなした。散がその銘を見ると、永平三年の作と記されていた。

#### 【語釈】

\*この話は『廣記』二八四に見える。

①陽羨——県名。秦に置かれた。故城は今の江蘇省宜興県の南。『廣記』はこの上に「東晉」二字がある。

②于綏安山行——「綏安」は、県名。福建省漳浦縣の西南。

「于」字、四庫全書本は「相」に作る。

③路側——「路」字、四庫全書本に無し。

④一銅奩子——『廣記』は「銅」の後に「盤」字あり。

⑤飾饌——この二字、『廣記』は「饌殺せんかう」に作る。

⑥珍羞方丈——『廣記』はこの上に「海陸」二字有り。

⑦雖與書生結妻——「妻」字、『廣記』は「好」に作り、

- 「好原作妻。據明鈔本改」(好原は妻に作る。明鈔本に據りて改む)と注している。
- ⑧ 懷怨—「怨」字、『廣記』は「外心」二字に作る。
- ⑨ 遮書生—この三字、『廣記』に無し。
- ⑩ 雖有心、情亦不甚—この七字、『廣記』は「雖有情、心亦不盡」に作る。
- ⑪ 願君勿洩—「洩」字、『廣記』は「泄言」二字に作る。
- ⑫ 共酌—この二字、『廣記』は「共讌酌」(共に讌酌す)三字に作る。
- ⑬ 戲談—「談」字、『廣記』は「調」に作る。
- ⑭ 處女—『廣記』はこの下に「子」字あり。
- ⑮ 大元—太元。東晉、孝武帝(司馬曜)の年号。三七六—三九六年。
- ⑯ 蘭臺令史—官名。後漢に置かれた。奏事および印工(印刻)・文書を掌る。
- ⑰ 侍中—官名。秦に置かれた。もと丞相の史で殿内東廂を往来して事を奏上することを掌った。漢代には加官とされ、乘輿服物を分掌し、中官と共に禁中に仕えた。魏晉以降は門下省の長官となる。
- ⑱ 張散—未詳。
- ⑳ 永平三年—五九年。「永平」は、後漢の明帝(劉莊)の元号。五七—七五年。『廣記』はこの上に「漢」字を置く。
- 09 登高(高きに登る)

① 汝南桓景、隨費長房、遊學累年。② 長房謂曰「九月九日、汝家中當有災。宜急去。令家人各作絳囊、盛茱萸以繫臂、登高飲菊花酒、此禍可除。」③ 景如言、齊家登山。夕還、見鷄犬牛羊、一時暴死。④ 長房聞之曰「此可代也。」⑤ 今世人、九日登高飲酒、婦人帶茱萸囊、蓋始於此。

汝南の桓景、費長房に隨ひ、遊學して年を累ぬ。長房謂ひて曰く「九月九日、汝の家中に當に災ひ有るべし。宜しく急ぎ去るべし。家人をして各の絳囊を作り、茱萸を盛りて以て臂に繫ぎ、高きに登りて菊花酒を飲ま令むれば、此の禍除かる可し」と。景言の如くし、家を齊げて山に登る。夕に還るに、鷄犬牛羊、一時に暴に死するを見る。長房之を聞きて曰く「此れ代はりたる可きならん」と。今世人、九日に高きに登りて酒を飲み、婦人茱萸の囊を帶ぶるは、蓋し此れより始まるならん。

#### 【通釈】

汝南の桓景は、費長房のもとに遊學して何年かが経った。長房が言うには「九月九日、お前の家の中できつと災いがあるだろう。急いで戻るのがいい。家人にそれぞれ絳い袋を作らせ、茱萸を入れて臂に繫ぎ、高い所に登って菊花の酒を飲ませたなら、この禍は除かれるだろう」と。景は言う通りにし、一家で山に登った。夕方に戻ってくると、鷄や犬・牛や羊が、急にみな死んでしまっているのを見た。長房がこの話を聞いて言うには「こ

れらが身代わりになったのだ」と。いま世間の人々が、九日に高い所に登って酒を飲み、婦人が茱萸の入った袋を身につけるのは、おそらくこれから始まったのだろう。

## 【語釈】

\*この話は『類聚』四および八九、『初學記』四、『事類賦』注五、『御覽』三二、九九一、『荊楚歳時記』に見える。

①汝南—郡名。漢に置かれた。治は平輿。河南省汝南県の東南。河南省の汝寧・陳州の二府、及び安徽省潁州府の地。また、東晉に僑置された。湖北省武昌県の西南。

②桓景—後漢、汝南の人。費長房の弟子。

③費長房—後漢、汝南の人。仙術を会得して名をあげた。

（『後漢書』一一二）

④遊學累年—「累年」二字、『類聚』八九および『初學記』、『事類賦』、『荊楚歳時記』に無し。

⑤長房謂曰—『類聚』四および『初學記』、『御覽』三二、『荊楚歳時記』は「長房謂之曰」五字に作る。『類聚』八九は「謂之曰」三字に作る。『御覽』九九一は「房謂之曰」四字に作る。

⑥汝家中當有災—この六字、『類聚』四および『御覽』三二は「汝家當有災厄」に、『類聚』八九は「汝南當有災厄」に、『初學記』は「汝南當有大災厄」七字に、『事類賦』は「汝家有厄」四字に、『御覽』九九一は「汝家有災厄」五字に作る。「災」字、『荊楚歳時記』は「災厄」二字に作る。

⑦宜急去—この三字、『類聚』四は「宜宜去」に、『類聚』八九および『初學記』、『荊楚歳時記』は「急」一字に、『事類賦』は「急去」二字に、『御覽』九九一は「宜令急去」四字に作る。

⑧令家人各作絳囊—「各作絳」三字、『類聚』八九および『初學記』、『荊楚歳時記』は「縫」一字に作る。「令」字、『御覽』九九一に無し。

⑨盛茱萸以繫臂—「以」字、『類聚』八九および『初學記』、『荊楚歳時記』に無し。『初學記』、『御覽』九九一は、この句の後に「上」一字有り。

⑩茱萸—かわはじかみ。吳茱萸。山茱萸。ミカン科の落葉小高木。初夏、緑白色の小花が集まって咲く。赤い実は漢方薬として頭痛・嘔吐に用いられる。中国の原産で、日本には享保年間（一七一六—一七三六年）に渡来した。

⑪登高飲菊花酒—「高」字、『類聚』八九および『初學記』、『荊楚歳時記』は「山」に作る。「花」字、『類聚』四および八九、『初學記』、『事類賦』に無し。

⑫菊花酒—菊の花と葉とを黍米に入れて醸し、重陽の節句に不祥を祓う為に飲む酒。菊酒。菊酎。

⑬此禍可除—「除」字、『類聚』四および八九、『初學記』、『事類賦』、『御覽』三二および九九一、『荊楚歳時記』は「消」に作る。『御覽』三二に「可」字無し。

⑭景如言、齊家登山、夕還—この九字、『事類賦』は「景歸」二字に作る。「景如言、齊家登山」七字、『類聚』

八九は「景如其言、舉家上山」四字に作る。「齊家登山」四字、『初學記』は「舉家坐山」に、『御覽』九一は「舉家登高山」五字に作る。「齊」字、『類聚』四および『御覽』三二、『荊楚歲時記』は「舉」に作る。「夕還」二字、『類聚』四は「夕還家」三字に作る。

⑮見鶏犬牛羊——『類聚』四および『事類賦』は「見鶏狗牛羊」に作る。『類聚』八九および『初學記』は「牛羊」二字無し。『御覽』三二に「犬」字無し。

⑯長房聞之曰、此可代也——この九字、『事類賦』に無し。『類聚』八九および『初學記』は「長房曰、此可代之」七字に、『御覽』九九一は「房聞之曰、此代矣」七字に作る。「此可代也」四字、『類聚』四は「代之矣」三字に、『御覽』三二は「此可以代矣」五字に作る。

⑰今世人、九日登高飲酒、婦人帶茱萸囊、蓋始於此——この十九字、『類聚』四は「今世人、每至九日、登山飲酒、婦人帶茱萸囊、是也」(今世人、九日に至る毎に、山に登りて菊酒を飲み、婦人茱萸の囊を帶ぶるは、是れなり)二十字に、『類聚』八九は「今人九月九日登高、是也」(今人九月九日に高きに登るは、是れなり)十字に、『初學記』は「今世人、九日登高、是也」(今世人、九日に高きに登るは、是れなり)九字に、『事類賦』は「九日登高飲酒、帶茱萸囊、因此也」(九日高きに登りて酒を飲み、茱萸の囊を帶ぶるは、此れに因るなり)十三字に、『御覽』三二は

「今世人、每至九月九日、登高飲酒、婦人帶茱萸囊、因此也」(今世人、九月九日に至る毎に、高きに登りて酒を飲み、婦人茱萸の囊を帶ぶるは、此れに因るなり)二十二字に、『御覽』九九一は「今世人、每至此日、登高山飲酒、戴茱萸囊、是也」(今世人、此の日に至る毎に、高山に登りて酒を飲み、茱萸の囊を戴くは、是れなり)十八字に作る。

#### 10 曲水之義 (曲水の義)

①晉武帝問尚書郎摯虞仲洽「三月三日曲水、其義何旨。」答曰「漢章帝時、平原徐肇以三月初生三女、至三日俱亡。一村以爲怪。乃相與至水濱盥洗、因流以盥觴。曲水之義、蓋自此矣。」帝曰「若如所談、便非嘉事也。」尚書郎東哲進曰「仲洽小生、不足以知此。臣請說其始。昔周公、成洛邑、因流水泛酒。故『逸詩』云『羽觴隨波流。』又秦昭王、三月上巳、置酒河曲。見金人、自河而出。奉水心劍曰『令君制有西夏及秦霸諸侯。』乃因此處立爲曲水。二漢相緣、皆爲盛事。」帝曰「善。」賜金五十斤、左遷仲洽爲城陽令。

②晉の武帝 尚書郎の摯虞仲洽に問ふ「三月三日の曲水、其の義何の旨ぞ」と。答へて曰く「漢の章帝の時、平原の徐肇 三月の初めを以て三女を生むに、三日に至りて俱に亡す。一村以て怪と爲す。乃ち相ひ與に水濱に至りて盥洗し、流れに因りて以て觴を盥かぶ。曲水の義、

蓋し此れ自りするなり」と。帝曰く「若し談ずる所の如ければ、便ち嘉事に非ざるなり」と。尚書郎の束皙進みて曰く「仲洽は小生、以て此れを知るに足らず。臣請ふ其の始めを説かんことを。昔周公、洛邑を成し、流水に因りて酒を泛かぶ。故に『逸詩』に云ふ『羽觴波流に隨ふ』と。又た秦の昭王、三月の上巳、河曲に置酒す。金人の、河自りして出づるを見る。水心劍を奉りて曰く『君をして制して西夏及び秦を有して諸侯に霸たら令めん』と。乃ち此處に因りて立てて曲水と爲す。二漢相ひ縁り、皆な盛事と爲す」と。帝曰く「善し」と。金五十斤を賜ひ、仲洽を左遷して城陽の令と爲す。

### 【通釈】

晉の武帝が尚書郎の摯虞仲洽に「三月三日の曲水について、それにはどういう謂われがあるのだ」と尋ねた。答えて言うには「漢の章帝の時、平原（山東省）の徐肇に三月の初めごろ三人の娘が生まれたのですが、三日になってそれぞれ亡くなりました。村中の人々はこれを怪異なことだと考えました。そこで一緒に水のほとりに行つて杯を洗い、流れにそつて杯を浮かべたのです。曲水の義は、恐らく此処から始められたのでしよう」と。帝が言うには「もし言う通りであるならば、それは目出度いことではないではないか」と。尚書郎の束皙が進み出て言うには「仲洽はつまらぬ者ですから、この事をよくは知らないのです。どうか私にその謂われを説明させて下さい。かつて周公旦は、洛陽（河南省）を都

とし、流水にそつて酒杯を泛かべました。それ故に『逸詩』には『羽觴波流に隨ふ』と記されているのです。また秦の昭王が、三月の上巳に、河曲（山西省）で酒宴を開きました。そのとき金人が、河から出て来たのを見たのです。水心劍を奉つて言うには『あなたに西夏と秦とを制圧・領有させて諸侯の覇者としよう』と。そうしてこれより曲水の宴が開かれることになりました。前漢と後漢はどちらもこの事に従い、みな盛大な行事としたのです」と。帝が言うには「よろしい」と。金五十斤を賜ひ、仲洽を左遷して城陽縣（山東省）の長官とした。

### 【語釈】

\*この話は『類聚』四、『初學記』四、『御覽』三〇、『廣記』一九七、『事類賦』注四、『荆楚歲時記』、『玉燭寶典』三に見える。

- ① 晉武帝—西晉の第一代皇帝、司馬炎。昭（文帝）の長子で、字は安世。在位二十六年。改元は四度で、泰始（二六五〜二七四）・咸寧（二七五〜二七九）・太康（二八〇〜二八九）・太熙（二九〇）。『晉書』卷三。
- ② 尚書郎—官名。尚書省の郎官。文書を發することを掌る。晉の尚書郎は極めて地位が高く、大臣の副とされた。
- ③ 摯虞仲洽—晉、長安の人。字は仲洽。若くして皇甫謐に師事し、才学通博、賢良に挙げられた。武帝の時には太子舍人に擢んでられ、聞喜令に除された。『晉書』五一。「洽」字、底本および『廣記』は「治」

に作るが、『晉書』に拠つて改めた。また、四庫全書本および『玉燭寶典』は「治」に作る。「仲洽」二字、『類聚』『初學記』『御覽』『事類賦』『荊楚歲時記』に無し。

④ 曲水—曲折した流水。

⑤ 漢章帝—後漢、第三代の皇帝、劉炟。明帝の第五子。在位十三年。(『後漢書』卷三)。改元は三度で、建初(七六—八三)・元和(八四—八六)・章和(八七—八八)。「初學記」に「章」字無し。

⑥ 乃相與至水濱盥洗、因流以盥觴—この十三字、『荊楚歲時記』は「乃相與攜酒、至東流水邊、洗滌去災。遂因流水以泛觴」(乃ち相ひ與に酒を攜へ、東流の水邊に至り、洗滌して災ひを去る。遂に流水に因りて以て觴を泛かぶ)―二十一字に作る。

⑦ 束皙—晉、元城の人。字は廣微。若い時、国学に遊び、「玄居釋」を作つて客難に擬す。張華がこれを見て奇とし、召して掾とした。ついで賊曹屬となり、佐著作郎、博士、尚書郎を歴任した。趙王倫が記室にしようとするも、病を以て辞し、棄官して帰郷し、亡くなった。『晉書』帝紀十志を撰した。その他、著に「五經通論」、「發蒙記」、「補亡詩」、文集がある。(『晉書』五一)。「皙」字、四庫全書本および『類聚』『廣記』『事類賦』は「皙」に作る。

⑧ 仲洽小生—「仲洽」二字、四庫全書本および『初學記』『御覽』『事類賦』『荊楚歲時記』は「摯虞」に、『類

聚』『玉燭寶典』は「仲洽」に作る。底本および『廣記』は「治」に作るが、『晉書』に拠つて改めた。

⑨ 逸詩—古詩で、今の『詩經』三十一篇中に見えない詩。

⑩ 羽觴隨波流—「波」字、『廣記』は「東」に作り、「明鈔本東作波、太平御覽三〇引、東作波」(明鈔本は東を波に作り、太平御覽三〇引は、東を波に作る)と注している。「羽觴」は、酒杯をいう。雀の形に作り、頭尾と翼のあるもの。酒杯を飛ばす義にとつたものという。羽杯。羽爵。「流」字、『類聚』『御覽』『事類賦』に無し。

⑪ 秦昭王—秦の昭襄王(嬴稷)。戰國・秦の二十八代君主。孝文王の父。始皇帝の曾祖父。在位前三〇七—前二五一。(『史記』五)。

⑫ 上巳—五節句の一つ。陰曆三月の最初の巳の日。この日、流水のほとりで禊ぎをして、年中の不祥を祓う。魏以降は三月三日と定めた。雛の節句。桃の節句。

⑬ 金人—銅で製した人像。秦の始皇帝が天下の兵器を咸陽に集めて、金人十二体を鑄造し、それを鐘懸けの台とし、宮廷の中に羅列した。

⑭ 自河而出—この四字、『類聚』及び『御覽』、『事類賦』は「出」一字に、『初學記』及び『荊楚歲時記』は「自東而出」(東自りして出づ)に、『廣記』及び『玉燭寶典』は「自淵而出」(淵自りして出づ)に作る。

⑮ 水心劍—劍の名。秦の昭王が三日間河曲に置酒した時、金人が諸侯に霸たらしめんとして王に献じたもの。



(『晉書』五一・束皙傳)。

⑩西夏—中夏の西部。中国本土の西部をいう。南北朝時代、西部中国は北狄に侵入されていたので、そうでない部分と区別して特にいう。

⑪及秦霸諸侯—この五字、『玉燭寶典』に無し。

⑫盛事—甚だ立派な事柄。盛んな事業。「事」字、四庫全書本および『類聚』『初學記』『御覽』『事類賦』『玉燭寶典』は「集」に作り、『廣記』は「業」に作る。

⑬五十斤—『初學記』は「十五斤」に作る。

⑭城陽—県名。晉に置かれた。漢、成陽縣の地。故城は山東省濮陽の東南。この二字、『類聚』及び『初學記』『御覽』『廣記』『事類賦』『荊楚歲時記』『玉燭寶典』は「陽城」に作る。

⑮織女詣牽牛 (織女牽牛に詣る)

桂陽成武丁有仙道。常在人間。忽謂其弟曰「七月七日、織女當渡河、諸仙悉還宮。吾向已被召、不得停。與爾別矣。」弟問曰「織女何事渡河去。當何還。」答曰「織女暫詣牽牛。吾復三年當還。」明日失武丁。至今云、織女嫁牽牛。

桂陽の成武丁に仙道有り。常て人間に在り。忽ち其の弟に謂ひて曰く「七月七日、織女河を渡るに當り、諸仙悉く宮に還る。吾向に已に召しを被れば、停まるを得ず。爾と別れん」と。弟問ひて曰く「織女何

の事ありて河を渡りて去るや。當に何還るべきか」と。答へて曰く「織女暫く牽牛に詣る。吾復た三年して當に還るべし」と。明日武丁を失す。今に至りて云ふ、織女牽牛に嫁すと。

【通釈】

桂陽の成武丁は仙術が使えた。かつて人間の世界にいた。突然その弟に言うには「七月七日に、織女が河を渡るにあたり、仙人達はみな宮に還るのだ。私は先頃すでに召されているから、ここに停まることは出来ない。お前とはお別れだ」と。弟が問うには「織女はどういう理由で河を渡つて去るんだ。いつ還つてくるんだ」と。答えるには「織女は暫く牽牛に会いに行くのだ。私はまた三年後に戻つて来られるだろう」と。翌日武丁は姿を消した。現在では、織女は牽牛に嫁いだのだといわれている。

【語釈】

\*この話は『類聚』四、『初學記』四、『玉燭寶典』七に見える。

①桂陽—郡名。漢に置かれた。湖南省郴縣。『玉燭寶典』にこの二字無し。

②成武丁—後漢代の神仙。「成」字、『類聚』及び『初學記』は「城」に作る。

③有仙道—この三字、『玉燭寶典』に無し。

④常在人間—この四字、『類聚』『初學記』『玉燭寶典』に無し。

⑤忽—この字、『類聚』『玉燭寶典』に無し。

- ⑥ 織女—星の名。牛宿中の三星。琴座α星ベガ。たなばたつめ。織女星。天河の東に位置する。俗説に、陰曆七月七日の夜、天河を渡つて牽牛星と会うという。
- ⑦ 諸仙悉還宮—この五字、『初學記』及び『玉燭寶典』に無し。
- ⑧ 吾向已被召、不得停、與爾別矣—この十二字、『類聚』に無し。「不得停、與爾別矣」七字、『初學記』及び『玉燭寶典』に無し。
- ⑨ 去、當何還—この四字、『初學記』『類聚』『玉燭寶典』に無し。
- ⑩ 織女暫詣牽牛—「織女」二字、『初學記』及び『玉燭寶典』に無し。
- ⑪ 牽牛—星の名。ひこぼし。牽牛星。鷲座α星アルタイルに当たる。毎年一回、陰曆七月七日の夜、銀河を渡つて織女星と会うという伝説がある。
- ⑫ 吾復三年當還、明日失武丁—この十一字、『初學記』『類聚』『玉燭寶典』に無し。
- ⑬ 至今云、織女嫁牽牛—『初學記』は「世人至今云、織女嫁牽牛是也」（世人今に至りて云ふ、織女牽牛に嫁するは是れなりと）十二字に作る。『類聚』は「世人至今云、織女嫁牽牛也」（世人今に至りて云ふ、織女牽牛に嫁するなりと）十一字に作る。『玉燭寶典』は、「至今云、七日織女嫁牽牛是也」（今に至りて云ふ、七日織女牽牛に嫁するは是れなりと）十二字に作る。

## 12 眼明袋

① 宏農鄧紹、嘗八月旦、入華山採藥。見一童子、執五綵囊、承柏葉上露。皆如珠、滿囊。紹問曰「用此何爲。」答曰「赤松先生取以明目。」言終、便失所在。今世人、八月旦作眼明袋、此遺象也。

宏農の鄧紹、嘗て八月の旦に、華山に入りて藥を採る。一童子を見るに、五綵の囊を執りて、柏葉上の露を承く。皆な珠の如く、囊に滿つ。紹問ひて曰く「此れを用ひて何を爲すや」と。答へて曰く「赤松先生取りて以て目を明らかにす」と。言ひ終り、便ち所在を失ふ。今世人、八月の旦に眼明袋を作るは、此の遺象なり。

## 【通釈】

宏農の鄧紹は、ある八月の朝に、華山に登つて藥草を採取していた。一人の子供がおり、五色の袋で柏の葉の上の露を承けていた。すべて真珠のようで、袋に一杯になっていた。紹は尋ねた「それを使って何をするんだ」と。答えるには「赤松先生がこれを使って目が良く見えるようにされるんだよ」と。言いおわると、直ぐに姿を消してしまった。いま世間の人々が、八月の朝に眼明袋を作るのは、この名残である。

## 【語釈】

\*この話は『事類賦』注五、『御覽』二四、『荆楚歲時記』、『玉燭寶典』

八に見える。また、『古小説鈎沈』に『雜鬼神志怪』として引かれている。

① 宏農—弘農。今の河南省靈寶縣の南。

② 嘗八月旦—この四字、『事類賦』及び『御覽』は「八月朝」三字に作る。『荊楚歲時記』は「嘗以八月旦」五字に作る。『玉燭寶典』には「嘗」字が無い。

③ 入華山採藥—「採藥」二字、『事類賦』及び『御覽』に無し。「華山」は、山名。江蘇省にある。

④ 執五綵囊、盛取柏葉下露—この九字、『事類賦』は「以五色綵囊、盛取柏葉下露」（五色の綵囊を以て、盛りて柏葉下の露を取る）十一字に、『御覽』は「以五色囊、承取柏葉下露」（五色の囊を以て、承けて柏葉下の露を取る）十字に作る。「承」字、『玉燭寶典』は「承取」二字に、『雜鬼神志怪』は「盛」に作る。「柏」字、『玉燭寶典』は「拍」に作る。また、『雜鬼神志怪』はこの後に「囊似蓮花、内有青鳥」（囊は蓮花に似て、内に青鳥有り）八字があり、「玉燭寶典八引志怪」（玉燭寶典八志怪を引く）と注している。「五綵囊」は、五彩（青・黄・赤・白・黒）を施したふくろ。

⑤ 皆如珠、滿囊—この五字、『事類賦』に無し。『御覽』は「露皆如珠」（露皆な珠の如し）四字に作る。『玉燭寶典』及び『雜鬼神志怪』はこの上に「露」字がある。

⑥ 紹問曰、用此何爲、答曰—「紹問曰、用此何爲」七字、『事類賦』は「云」一字に、『御覽』は「子亦云」三

字に、『玉燭寶典』は「紹問、何用、云」五字に作る。「紹問曰」三字、『荊楚歲時記』は「紹問」二字に作る。

⑦ 赤松—赤松子。上古の仙人の名。神農氏の時の雨神で、後、崑崙山に入つて仙人となる。帝嚳の師とも言われる。『三才圖會』卷一〇に見える。

⑧ 言終、便失所在—この六字、『事類賦』及び『御覽』に無し。

⑨ 今世人、八月旦作眼明袋、此遺象也—この十四字、『事類賦』及び『御覽』は「今八月朝作眼明囊、象此也」（今八月の朝に眼明囊を作るは、此れに象るなり）十一字に、『玉燭寶典』は「故今人、常以八月旦作眼明囊」（故に今人、常に八月の旦を以て眼明囊を作る）十二字に作る。『雜鬼神志怪』には無し。『荊楚歲時記』はこの後に「或以金箔爲之、遞相餉焉」（或いは金箔を以て之を爲り、遞ひに相ひ餉るなり）十字あり。

⑩ 眼明袋—八月一日（或いは十四日）に錦綵で作つて贈り合う袋の名。これを使えば目を明らかにするといふ。

### 13 棟葉綵絲（棟葉・綵絲）

① 屈原五月五日投汨羅水。楚人哀之、至此日、以竹筒子貯米、投水以祭之。漢建武中、長沙區曲、忽見一士人。自云三閭大夫、謂曲曰「閨君當見祭。甚善、常年爲蛟龍所竊。今若有惠、當以棟葉塞其上、以綵絲纏之。此二物蛟龍所憚。」曲依其言。今五月五日作粽、并帶棟

葉五花絲遺風也。

屈原 五月五日に汨羅水に投ず。楚人之を哀れみ、此の日に至り、竹の筒子を以て米を貯へ、水に投じて以て之を祭る。漢の建武中、長沙の區曲、忽ち一士人を見る。自ら三閭大夫と云ひ、曲に謂ひて曰く「君の當に祭らるるべしと聞く。甚だ善きも、常年蛟龍の竊む所と爲る。今若し恵まるる有らば、當に棟葉を以て其の上を塞ぎ、綵絲を以て之に纏ふべし。此の二物は蛟龍の憚る所なり」と。曲其の言に依る。今五月五日に粽を作り、并せて棟葉・五花絲を帶ぶるは遺風なり。

【通釈】

屈原は五月五日に汨羅水に身投げした。楚の人々は彼を哀れみ、この日になると、竹筒の中に米を入れ、水に投げ入れて屈原を祭った。漢の建武年間、長沙の區曲は、不意に一人の士人に会った。自ら三閭大夫と名乗り、曲にこう言った「あなたが祭ってくれていることを聞いた。大変ありがたいのだが、毎年蛟龍に竊まれてしまふのだ。今もしその気持ちがあるならば、棟の葉で竹筒の上を塞ぎ、色のついた糸を周りに巻きつけてほしい。この二つは蛟龍が恐れるものなのだ」と。曲はその言葉の通りにした。今五月五日に粽を作り、更に梅檀の葉と五花絲で巻く風習はこの名残である。

【語釈】

\*この話は『類聚』四、『初學記』四、『廣記』二九一、『事類賦』注四、

『御覽』三一、八五一、九三〇、『玉燭寶典』五に見える。また、この事は『御覽』九三〇に引く『齊諧記』に見える。

蛟龍畏練樹葉五色絲。(『御覽』九三〇引『齊諧記』)  
蛟龍 練樹の葉・五色絲を畏る。

- ① 屈原—戰國、楚の人。名は平(正則)。字は原。号は靈均。楚の王族として生まれた。博聞で詩文に優れ、懷王に仕えて三閭大夫となり、国政を執つて信任されたが、同列の大夫に妬まれて疎んぜられ、そこで「離騷」を作つて王の感悟を冀つた。懷王の子、襄王が立つに及び、讒言を信じて屈原を長沙に遷した。そこで「漁父」の諸篇を作つて志を表し、五月五日、時に秦の圧迫を受け諸侯からも孤立していた楚の国運を嘆き、石を抱いて汨羅に身を投げて死んだ。著に「離騷」・「九歌」・「九章」・「天問」・「遠遊」・「卜居」・「漁父」など二十五篇がある。(『史記』八四)。
- ② 五月五日—この四字、『廣記』は「五月日」三字に作る。
- ③ 汨羅水—川の名。源は江西省修水縣の西南。上流を汨水といい、西流して湘水に注ぐ。二水の合する所を汨羅淵、又は屈潭といい、楚の屈原が身を投じた所である。

- ④ 楚—国名。戰國の七雄の一。建国年未詳、前二二三年。戰國の時の領域は、湖南省、湖北省、安徽省、江蘇省、浙江省、及び四川省の巫山以東、廣西省の蒼梧以北、陝西省の洵陽以南の地域。首都は郢。

- ⑤貯米—この二字、『御覽』九三〇は「貯粉米」三字に作る。
- ⑥漢建武中—「建武」は、後漢の光武帝（劉秀）の元号。二五〇五六年。『御覽』九三〇は「漢建武中」に作る。
- ⑦長沙—郡名。秦に置かれた。今の湖南省東半部の地。
- ⑧區曲—この二字、『類聚』及び『初學記』、『事類賦』、『御覽』三一は「歐回」に、『御覽』八五一および『玉燭寶典』は「區廻」に、『御覽』九三〇は「區回」に作る。
- ⑨忽見—士人—『類聚』、『廣記』、『御覽』八五一および九三〇は、この句の前に「白日」二字有り。
- ⑩士人—學問修行を積んだ人。
- ⑪三閭大夫—楚國の職名。楚の三王族、昭・屈・景のこを掌る。
- ⑫甚善—「善」字、『御覽』八五一は「誠」に作る。
- ⑬蛟龍—龍の一種。
- ⑭今若有惠—この四字、『事類賦』及び『初學記』、『玉燭寶典』に無し。
- ⑮棟葉—「棟」は、おうち。梅檀の古名。「棟」字、『事類賦』は「棟」に、『初學記』は「菰」に、『御覽』三一、八五一、九三〇および『玉燭寶典』は「練」字に作る。
- ⑯綵絲—いろいろいと。
- ⑰曲依其言、今五月五日作粽、并帶棟葉五花絲遺風也—『御覽』三一は「曲依其言」の句の後に「後乃復見感

之」(後乃ち復た之に感ずるを見る) 六字が有る。『御覽』八五一は、この三句の後に「異苑云、糗屈原婦所作也」(異苑に云ふ、糗は屈原の婦の作る所なりと) 十字が有る。『玉燭寶典』は、この三句を「廻言依二日、世又五日作粽、并帶練葉五綵」十七字に作る。『初學記』及び『御覽』九三〇はこの三句に該当する記述が無い。「五花絲」は、五色の糸。「遺風」は、名残。余風。

#### 14 蠶神

①蠶神 吳縣張成夜起、忽見一婦人立於宅上南角。舉手招成、成即就之。婦人曰「此地是君家蠶室、我即是此地之神。明年正月半、宜作白粥、泛膏於上祭我也。必當令君、蠶桑百倍。」言絶失之。成如言作膏粥。自此後、大得蠶。今正月半作白膏粥、自此始也。

吳縣の張成、夜起くるに、忽ち一婦人の宅上の南の角に立つを見る。手を舉げて成を招けば、成即ち之に就く。婦人曰く「此の地は是れ君が家の蠶室にして、我は即ち是れ此の地の神なり。明年の正月半ば、宜しく白粥を作り、膏を上泛かべて我を祭るべきなり。必ず當に君をして、蠶桑百倍なら令むべし」と。言絶えて之を失す。成言の如くして膏粥を作る。此れ自り後、大いに蠶を得たり。今正月半ばに白膏粥を作るは、此れ自り始まるなり。

## 【通釈】

吳縣の張成が夜中に目を覚ました時、ふと一人の婦人が家の南の角に立っているのを見た。手を挙げて成を招いたので、成はそのまま婦人に近づいた。婦人が言うには「この土地はあなたの家の蚕室であり、私はつまりこの地の神である。年が明けて正月の半ば、白粥を作り、膏を上にかけて私を祭ると良いだろう。必ずあなたのために、蚕の収穫を百倍にさせよう」と。言葉が絶えると姿も消えた。成は言葉の通りに膏粥を作った。それから後は、沢山の蚕を収穫した。今 正月半ばに白膏粥を作るのは、これから始まったのである。

## 【語釈】

\*この話は『初學記』四、『御覽』八五九、『廣記』二九三、『荆楚歲時記』、『玉燭寶典』一に見える。また、この事は『御覽』三〇・八二五および『荆楚歲時記』に引く『齊諧記』、『搜神記』四に見える。

正月半、有神降陳氏之宅、云「我是蠶神。若能見祭、當令蠶桑百倍。」今人正月末作饀糜、爲此也。（『齊諧記』）  
正月半ば、神有りて陳氏の宅に降り、云ふ「我は是れ蠶神なり。若し能く祭らるれば、當に蠶桑をして百倍なら令むべし」と。今人正月の末に饀糜を作るは、此れが爲なり。  
正月半、有神降陳氏之宅、云「是蠶室。若能見祭、當令蠶桑百倍。」（『御覽』三〇、『荆楚歲時記』引『齊諧記』）  
正月半ば、神有りて陳氏の宅に降り、云ふ「是れ蠶室なり。若し能く祭らるれば、當に蠶桑をして百倍なら令むべし」と。  
正月半、有神降陳氏之宅、云「我是蠶神。能見祭、當令

蠶百倍。」今人正月半作饀糜、像此也。一云吳郡張誠。（『御覽』八二五引『齊諧記』）

正月半ば、神有りて陳氏の宅に降り、云ふ「我は是れ蠶神なり。能く祭らるれば、當に蠶桑をして百倍なら令むべし」と。今人正月半ばに饀糜を作るは、此れに像るなり。一に吳郡の張誠と云ふ。

① 吳縣張成一「吳縣」は、県名。秦に置かれた。今の江蘇省崑山県の西。「張成一」字、「廣記」は「張誠之」三字に作り、各書に引く『齊諧記』は「陳氏」に作る。『御覽』八二五に引く『齊諧記』は「一云吳郡張誠」（一に吳郡の張誠と云ふ）と注している。

② 一婦人一各書に引く『齊諧記』は「神」一字に作る。

③ 宅上南角一「上」字、『搜神記』に無く、『初學記』、『御覽』八五九、『廣記』二九三、『荆楚歲時記』、『玉燭寶典』一は「東」に作る。各書に引く『齊諧記』には無い。

④ 舉手招成、成即就之—この八字、『御覽』八五九は「舉手招成、成便往就之」（手を舉げて成を招けば、成即ち之に就く）九字に、『廣記』は「舉手招誠、誠就之」（手を舉げて誠を招くに、誠之に就く）七字に、『玉燭寶典』は「招成」（成を招く）二字に作る。『初學記』及び各書に引く『齊諧記』には無い。「成即就之」四字、『搜神記』に無し。

⑤ 此地是君家蠶室、我即是此地之神—この十四字、『御覽』八二五および『齊諧記』（『古小説鈎沈』所収）

は「我是蠶神」四字に作る。『御覽』三〇および『荆楚歲時記』に引く『齊諧記』は「是蠶室」三字に作る。「此地之神」四字、『廣記』は「地之神」三字に、『初學記』及び『玉燭寶典』は「地神」二字に作る。「蠶室」は、蚕を飼う部屋。

⑥ 明年正月半——「明年」二字、『初學記』及び『御覽』八五九、『玉燭寶典』は「明日」に作る。「半」字、『搜神記』は「十五」二字に作る。

⑦ 粥——かゆ。特に薄いかゆをいう。

⑧ 蠶桑——桑を植えて蚕を飼うこと。『初學記』及び『御覽』八二五は「蠶」一字に作る。

⑨ 今正月半作白膏粥、自此始也——この十二字、『初學記』は「祠膏見敘事」（膏を祠るは敘事に見ゆ）五字に作り、『御覽』三〇、『荆楚歲時記』に引く『齊諧記』には無い。「半」字、『荆楚歲時記』は「十五日」に、『齊諧記』（『古小説鉤沈』所収）は「末」に作る。「白膏粥」三字、『御覽』八五九および『玉燭寶典』、『搜神記』は「膏糜」に、『廣記』は「膏粥」に、『荆楚歲時記』は「粥」に、『御覽』八二五に引く『齊諧記』は「餈糜」に作る。

## 15 石磨

① 吳興故鄴縣東三十里、有梅溪山。山根直豎一石。可高百餘丈。至青而圓、如兩間屋大。四面斗絕、仰之于雲外、無登陟之理。其上復有盤石、圓如車蓋。恒轉如磨、

聲若風雨。土人號爲石磨。轉快則年豐、轉遲則歲儉。欲知年之豐儉、驗之無失。

吳興の故鄴縣の東三十里に、梅溪山有り。山の根に直に一石を豎つ。高さ百餘丈なる可し。至青にして圓く、兩間の屋の大きさの如し。四面斗絶し、之を雲外に仰ぎ、登陟の理無し。其の上に復た盤石有り、圓きこと車蓋の如し。恒に轉じて磨するが如く、聲風雨の若し。土人號して石磨と爲す。轉ずること快なれば則ち年豐かにして、轉ずること遅なれば則ち歲儉となる。年の豐儉を知らんと欲し、之を驗せば失すること無し。

### 【通釈】

吳興の故鄴縣から東へ三十里ばかり行ったところに、梅溪山がある。山のふもとに真っ直ぐに石がひとつ豎つている。その高さは百丈余りある。色は真っ青で形は丸く、間口は二間の家の大きさ程もある。四方は絶壁で、天辺は雲の上に仰ぎ見て、とても登れそうにない。その上にはまた大きな岩があり、それは車の覆いのように丸い。いつも回転して研磨しているようであり、その音は風雨のように聞こえる。土地の人々はこれを石磨と呼ぶ。速く転ずるならばその年は豊作であり、遅く転ずるならばその歳は不作となる。一年の豊作不作を知りたいと思えば、この石で驗せば違ふことがない。

### 【語釈】

\*この話は『廣記』三九八に見える。

① 吳興故鄞縣——「吳興」は、郡名。三国吳、置く。今の浙江省吳興県。「鄞」字、『廣記』は「彰」に作るが、何れも「鄞」の譌字であろう。故鄞縣は、県名。漢に置かれた。今の浙江省安吉縣の西北。

② 間——家の間口の長さ。

③ 斗絶——懸け離れて突き出る。切り立ったように険しい。

④ 登陟——のぼること。

⑤ 石磨——ひき臼。

⑥ 豊儉——豊作と不作。

## 16 徐秋夫

錢塘徐秋夫、善治病。宅在湖溝橋東。夜聞空中呻吟、聲甚苦。秋夫起、至呻吟處、問曰「汝是鬼邪。何爲如此。饑寒須衣食邪。抱病須治療邪。」鬼曰「我是東陽人、姓斯名僧。平昔爲樂遊吏。患腰痛死、今在湖北。雖爲鬼、苦亦如生。爲君善醫、故來相告。」秋夫曰「但汝無形、何由治。」鬼曰「但縛茅作人、按穴鍼之。訖、棄流水中、可也。」秋夫作茅人、爲鍼眼目二處。并復薄祭、遣人送後湖中。及暝、夢鬼曰「已差。并承惠食、感君厚意。」秋夫宋元嘉六年爲奉朝請。

錢塘の徐秋夫、善く病を治す。宅は湖溝橋の東に在り。夜空中に呻吟するを聞くに、聲甚だ苦しむ。秋夫起き、呻吟する處に至り、問ひて曰く「汝は是れ鬼なるか。何爲れぞ此くの如きや。饑寒して衣食を須むるか。

病を抱きて治療を須むるか」と。鬼曰く「我は是れ東陽の人、姓は斯名は僧。平昔樂遊の吏爲り。腰痛を患ひて死し、今湖北に在り。鬼と爲ると雖も、苦しむこと亦た生くるが如し。君の善く醫するが爲に、故に來りて相ひ告ぐ」と。秋夫曰く「但だ汝は形無ければ、何に由りてか治せん」と。鬼曰く「但だ茅を縛して人と作り、穴を按じて之に鍼せよ。訖りて、流水の中に棄つれば、可なり」と。秋夫茅人を作り、爲に眼目二處に鍼す。并せて復た薄祭し、人をして後ろの湖中に送ら遣む。暝るるに及び、夢に鬼曰く「已に差ゆ。并せて惠食を承け、君の厚意に感ず」と。秋夫宋の元嘉六年に奉朝請と爲る。

## 【通釈】

錢塘の徐秋夫は、病氣の治療に長けていた。家は湖溝橋の東にあつた。夜に空中から呻く声が聞こえたが、その声はひどく苦しそうだつた。秋夫は起き出し、呻いているところに行き、尋ねて言うには「お前は幽霊なのか。どうしてそのように苦しんでいるのか。飢え凍えて服や食べ物求めていられるのか。病氣になつて治療を求めているのか」と。幽霊が言うには「私は東陽の者で、姓は斯で名は僧と申します。嘗て樂遊苑の役人でした。腰痛を患つて死に、今は湖北にいます。幽霊になつたとはいえ、苦しみは生きていられる時と同じです。あなたが治療に長けているというので、それでやってきて告げるのです」と。秋夫が言うには「ただお前には形が無いから、



どうやって治療したらいいのだ」と。幽霊が言うには「ただ茅を縛って人形を作り、壺を探して其処に針を刺して下さい。それが終わって、流水の中に棄てれば、それで良いのです」と。秋夫は茅で人形を作り、それに腰と目の二ヶ所に針を刺した。その上また簡単に祭って、人以後ろの湖の中に送らせた。夕暮れになり、幽霊が夢に出て来て言うには「已に癒えました。そのうえ供え物まで承けることになり、あなたのご厚意に感謝致します」と。秋夫は宋の元嘉六年に奉朝請になった。

## 【語釈】

\*この事は『南史』三二、『御覽』七二二に引く『宋書』、『廣記』二二八に引く『談藪』に見える。

① 錢塘—錢唐縣。秦に置かれた。浙江省杭縣。唐代に国号を避けて土偏を加えた。この二字、『南史』『御覽』

『廣記』に無し。

② 徐秋夫—南朝宋の人。熙の子。官は射陽（江蘇省淮安縣の東南）令。医者。（『南史』三二）

③ 宅在湖溝橋東—「湖溝橋」は、未詳。（今の湖溝鎮は安徽省にある。）この六字、『南史』『御覽』『廣記』に無し。

④ 呻吟—苦しんで呻くこと。

⑤ 汝是鬼邪—抱病須治療邪—この二十字、『南史』は「何須—（何を須むるか）二字に、『御覽』は「何所須—（何の須むる所ぞ）三字に、『廣記』は「汝是鬼也、何所須—（汝は是れ鬼なるか。何の須むる所ぞ）七字に

作る。

⑥ 我是東陽人、姓斯名僧。平昔爲樂遊吏—この十五字、『南史』は「姓某、家在東陽」（姓は某、家は東陽に在り）六字に、『御覽』は「姓斯、家在東陽」（姓は斯、家は東陽に在り）六字に、『廣記』は「我姓斛斯、家在東陽」（我が姓は斛斯、家は東陽に在り）八字に作る。

⑦ 東陽—地名。春秋魯の邑。山東省費縣の西南。または、郡名。三国呉に置かれた。浙江省金華縣。または、県名。漢に置かれた。山東省省恩縣の西北。また、秦・漢に置かれた。安徽省天長縣の西北。また、南朝宋に置かれた。江蘇省の境。

⑧ 樂遊—苑の名。江蘇省江寧県の東北。南朝宋の太祖が建てた。

⑨ 今在湖北—この四字、『南史』『御覽』『廣記』に無し。

⑩ 雖爲鬼、苦亦如生、爲君善醫、故來相告—この十五字、『南史』は「雖爲鬼、痛猶難忍、請療之」（鬼と爲ると雖も、痛み猶ほ忍び難ければ、之を療せんことを請ふ）十字に、『御覽』は「爲鬼、痛猶難忍、請療之」（鬼と爲るも、痛み猶ほ忍び難ければ、之を療せんことを請ふ）九字に、『廣記』は「雖爲鬼、疼痛猶不可忍。聞君善術、願見救濟」（鬼と爲ると雖も、疼痛猶ほ忍ぶ可からず。君の術を善くするを聞き、救濟されんことを願ふ）十七字に作る。

⑪ 但汝無形、何由治—この七字、『南史』及び『御覽』は「云何厝法」（云何に法を厝せん）四字に、『廣記』

は「汝是鬼無形。云何措治」（汝是れ鬼にして形無し。云何に治を措せん）九字に作る。

⑫但縛茅作人可也——この十六字、『南史』及び『御覽』は「爲芻人、案孔穴鍼之」（芻人を爲り、孔穴を案じて之に鍼せよ）八字に作る。『廣記』は「君但縛芻作人、按孔穴鍼之」（君但だ芻を縛して人と作し、孔穴を按じて之に鍼せよ）十一字に作り、「穴原作定、據明鈔本改」（穴原は定に作るも、明鈔本に據りて改む）と注している。

⑬秋夫作茅人遣人送後湖中——この十六字、『南史』及び『御覽』は「秋夫如言、爲灸四處、又鍼肩井三處、設祭埋之」（秋夫言の如くし、爲に四處に灸し、又た肩井の三處に鍼し、祭を設けて之を埋む）十八字に、『廣記』は「秋夫如其言、爲鍼四處、又鍼肩井三處、設祭而埋之」（秋夫其の言の如くし、爲に四處に鍼し、又た肩井の三處に鍼し、祭を設けて之を埋む）二十字に作る。

⑭及暝感君厚意——この十五字、『南史』及び『御覽』は「明日見一人謝恩、忽然不見」（明日一人の恩を謝するを見るに、忽然として見えぬ）十一字に、『廣記』は「明日、見一人來謝、曰『蒙君療疾、復爲設祭。除飢解疾、感惠實多。』忽然不見」（明日、一人の來りて謝するを見るに、曰く「君の疾を療し、復た爲に祭を設くるを蒙る。飢を除き疾を解く、惠に感ずること實に多し」と。忽然として見えぬ）二十八字に作る。

る。

⑮秋夫宋元嘉六年爲奉朝請——この十一字、『南史』『御覽』『廣記』に無く、『南史』及び『御覽』には「當世伏其通靈」（當世其の通靈に伏す）六字があり、『廣記』には「當代服其通靈」（當代其の通靈に服す）六字がある。

⑯宋元嘉六年——四二九年。「元嘉」は、年号。南朝宋、文帝（劉義隆）の年号。四二四〜四五三年。

⑰奉朝請——官名。朝廷で儀式を行う時、臨時に任命する官。漢代は多く外戚や將軍、公卿、列侯などが任じられ、朝会の請召を奉ずることを掌る。晉以後、奉車・駙馬・騎三都尉を以てし、南朝に及んで六百人の多数に至った。

17

趙文韶

①會稽趙文韶、爲東宮扶持、坐清溪中橋。與尚書王叔卿家隔一巷、相去二百步許。

秋夜嘉月、悵然思歸、倚門唱「西夜鳥飛」。其聲甚哀怨。忽有青衣婢。年十五六、前曰「王家娘子白扶持。聞君歌聲。有門人逐月遊戲、遣相聞耳。時未息。」文韶不之疑、委曲答之。亟邀相過、須臾女到。年十八九、行步容色可憐。猶將兩婢自隨。問家在何處、舉手指王尚書宅曰「是聞君歌聲、故來相詣。豈能爲一曲邪。」文韶即爲歌「草生盤石」。音韻清暢。又深會女心。乃曰「但令有瓶。何患不得水。」顧謂婢子還取筥篋、爲

扶持鼓之。須臾至、女爲酌兩三。彈冷冷更增楚絕。乃令婢子歌「繁霜」。自解裙帶繫篋腰。叩之以倚歌。歌曰「日暮風吹、葉落依枝。丹心寸意、愁君未知。」歌「繁霜侵曉幕。何意空相守。坐待繁霜落。」歌闌、夜已久。遂相佇燕寢、竟四更別去。脫金簪以贈文韶、文韶亦答以銀梳白瑠璃匕各一枚。既明、文韶出。偶至清溪廟歇、神坐上見梳。甚疑而悉委之、屏風後則瑠璃匕在焉。篋篋帶縛如故。祠廟中惟女姑神像、青衣婢立在在前。細視之、皆夜所見者。於是遂絕。當宋元嘉五年也。

會稽の趙文韶、東宮扶持と爲り、清溪中橋に坐す。尚書王叔卿の家と一巷を隔て、相ひ去ること二百歩許りなり。秋夜嘉月、悵然として歸るを思ひ、門に倚りて「西夜鳥飛」を唱ふ。其の聲甚だ哀怨なり。忽ち青衣の婢有り。年は十五六、前みて曰く「王家の娘子扶持に白す。君の歌聲を聞く。門人の月を逐ひて遊戯する有れば、相ひ聞かしむる耳。時に未だ息はず」と。文韶之を疑はず、委曲之に答ふ。亟やかに邀へて相ひ過ぐるに、須臾にして女到る。年は十八九、行歩・容色・隣れむ可し。猶ほ兩婢を將きて自ら隨ふ。家何處にか在ると問ふに、手を舉げて王尚書の家を指して曰く「是れ君の歌聲を聞きて、故に來りて相ひ詣る。豈に能く一曲を爲さん邪」と。文韶即ち爲に「草盤石に生ず」を

歌ふ。音韻清暢なり。又た深く女の心に會す。乃ち曰く「但だ瓶有ら令めよ。何ぞ水を得ざるを患へん」と。顧みて婢子に謂ひて還た篋篋を取らしめ、扶持の爲に之を鼓せしむ。須臾にして至り、女爲に酌むこと兩三。彈くこと冷冷として更に楚絶を増す。乃ち婢子をして「繁霜」を歌は令む。自ら裙帶を解きて篋篋を腰に繫ぐ。之を叩きて以て歌に倚らしむ。歌ひて曰く「日暮れて風吹き、葉落ちて枝に依る。丹心寸意、君の未だ知らざるを愁ふ」と。「繁霜曉幕を侵す。何ぞ空しく相ひ守るを意ふや。坐して繁霜の落つるを待つ」と歌ふ。歌闌り、夜已に久しくす。遂に相ひ佇ちて燕寢し、竟に四更に別れ去る。金簪を脱して以て文韶に贈れば、文韶も亦た銀梳と白瑠璃の匕各の一枚を以て答ふ。既に明け、文韶出づ。偶ま清溪廟に至りて歇むに、神坐の上に梳を見る。甚だ疑ひて之を悉委するに、屏風の後ろに則ち瑠璃の匕在る焉。篋篋帯も縛すること故の如し。祠廟中惟だ女姑神の像あり、青衣の婢立ちて前に在り。細かに之を視るに、皆夜に見し所の者なり。是に於て遂に絶ゆ。宋の元嘉五年に當るなり。

【通釈】  
會稽の趙文韶は、東宮扶持となり、清溪中橋に坐していた。尚書である王叔卿の家とは道で隔てられ、二百歩ほど離れていた。秋の夜で月が美しく、悲しみ嘆いて故郷に帰ることを思い、門に寄り掛かつて「西夜鳥飛」を唱った。その声

は哀怨の響きに満ちていた。不意に青い衣を身につけた女中が現れた。年は十五・六ほどで、文韶のもとへやって来て言うには「王の家の娘が扶侍に申し上げます。あなたの歌う声を聞きました。月を逐って遊んでいる家人がいたので、あなたに問ねさせました。まだお休みになつていらつしやいません」と。文韶はこの事を不思議に思わず、この女中に詳しく答えてやった。すぐに迎えに行つて待つていると、暫くして娘がやつて来た。年の頃は十八・九歳、歩く様子や容貌が可愛らしかった。また二人の女中が娘に随つていた。家が何処にあるのかを尋ねると、手を挙げて王尚書の家宅を指して「あなたの歌う声を聞いて、それであなたのもとへやつて来たのです。どうか一曲歌つて下さいませんか」と言った。すぐに文韶は娘の為に「草盤石ばんせきに生ず」を歌つた。その音色は清らかで伸びやかだった。また深く娘の心を打つた。そこで「酒の瓶を持って来なさい。水は無くても構いません」と言った。振り返つて女中に言いつけてまた箜篌を取らせ、扶侍の為にこれを弾かせた。暫くして女中が戻つて来たので、娘は文韶に酒を二・三度ついた。弾けば音色は清く涼やかで更に悲しみが増した。そうして女中に「繁霜」を歌わせた。自ら裳裾の紐を解いて箜篌を腰に繋いだ。これを叩いて歌に合わせた。歌つて言うには「日が暮れて風が吹き、葉が散り落ちて枝に依る。私のこの気持ち、あなたがまだ知らないことを愁う」と。「繁霜が明け方のとばりを侵す。どうして空しく守るこ

とを意うだろうか。坐して繁霜がおりるのを待つてい」と歌つた。歌い終わると、夜は已すでに更けていた。そのまま留まつて共に休み、そうして四更のころ別れて去つた。金の簪かんざしを外してそれを文韶に贈つたので、文韶もまた銀碗と白い瑠璃のスプーンをそれぞれ一つずつ娘に贈つた。

既に夜が明けたので、文韶は出て行つた。偶々清溪廟に立ち寄つて休憩した折、神坐のそばに碗を見つけた。たいそう不思議に思つてこれをよく見てみると、屏風の後ろには瑠璃のスプーンがあつた。箜篌が帯で縛つてある様子は昨晚のままだった。祠廟の中にはただ女姑神の像があり、青い衣の女中がその前に立つていた。その様子をよく見てみたが、どう見ても夜に見た者であつた。そうしてそのまま何事も起こらなかつた。宋の元嘉五年のことであつた。

### 【語釈】

\*この話は『御覽』七六〇に見える。また、この事は『廣記』二九五に引く『八朝窮怪録』に見える。

宋文帝元嘉三年八月、吳郡趙文韶、字子業、爲東宮侍講。宅在清溪橋北。與吏部尚書王叔卿、隔牆南北。嘗秋夜、對月臨溪、唱「烏棲之詞」。音旨閑怨。忽有一女子、衣青羅之衣、絶美。云「王尚書小娘子、欲來訪君。」文韶問其所以、答曰「小娘子聞君歌詠、有怨曠之心。著清涼之恨、故來願薦枕席。」言訖而至、姿容絶世。文韶迷誤恍惚、盡忘他志。乃揖而歸、從容密室。命酒陳筵、遞相歌送。然

後就寢。至曉請去、女解金纓留別。文昭答瑠璃蓋。後數夜、文昭思之不已。偶遊清溪神廟、忽見所與瑠璃蓋、在神女之後。及顧其神、與畫侍女。竝是同宿者。〔『廣記』

二九五引『八朝窮怪錄』

宋の文帝の元嘉三年八月、吳郡の趙文昭、字は子業、東宮侍講と爲る。宅は清溪橋の北に在り。吏部尚書の王叔卿と、牆を南北に隔つ。嘗て秋夜、月に對して溪に臨み、「烏棲の詞」を唱ふ。音旨閑怨なり。忽ち一女子有り、青羅の衣を衣て、絶美なり。云ふ「王尚書の小娘子、來りて君を訪はんと欲す」と。文昭其の所以を問ふに、答へて曰く「小娘子君の歌詠を聞き、怨曠の心有り。清涼の恨みを著せば、故に來りて枕席を薦めんことを願ふ」と。言ひ訖りて至るに、姿容世に絶す。文昭迷誤恍惚とし、盡く他の志を忘る。乃ち揖して歸し、從ひて密室に容る。酒を命じて筵に陳ね、遞ひに相ひ歌ひて送る。然る後に寢に就く。曉に至りて去るを請ふに、女金の纓を解き留めて別る。文昭瑠璃の蓋もて答ふ。後數夜、文昭之を思ひて已まず。偶ま清溪神の廟に遊び、忽ち與へし所の瑠璃の蓋の、神女の後ろに在るを見る。其の神を顧みるに及び、與に侍女を畫く。竝びに是れ同に宿する者なり。

①會稽—郡名。秦に置かれた。江蘇の東部と浙江の西部の地。今の江蘇省吳県。『御覽』にこの二字は無く、

『廣記』二九五は「吳郡」に作る。

②趙文昭—この三字、『御覽』は「趙文昭」に、『廣記』

は「趙文昭、字子業」(趙文昭、字は子業) 六字に作る。

③扶侍—官職名。『廣記』は「侍講」に作る。「侍講」は、天子または東宮の御前で書物を講義すること。また、その人。

④坐清溪中橋—この五字、四庫全書本は「住青溪中橋」(青溪中橋に住まる)に、『御覽』は「解在青溪中橋」(解 青溪中橋に在り) 六字に、『廣記』は「宅在清溪橋北」(宅は清溪橋の北に在り) 六字に作る。「青溪中橋」は、地名。『陳書』七・張貴妃傳に「晉王廣、命斬貴妃、勝於青溪中橋」(晉王廣、命じて貴妃を斬らしめ、青溪中橋に勝く)とある。

⑤與尚書王叔卿家隔一巷—竟四更別去—この部分、『御覽』は「與神女燕寢」(神女と燕寢す) 五字に作る。

⑥尚書王叔卿—『廣記』はこの前に「吏部」二字がある。

⑦巷—町中の通り道。

⑧西夜烏飛—この四字、『廣記』は「烏棲之詞」に作る。

⑨哀怨—かなしみうらむ。

⑩門人—家の者を指すか。

⑪時未息—未だ息んでいなかったことをいう。

⑫文昭不之疑—この五字、『廣記』は「文昭問其所以」(文昭 其の所以を問ふ) 六字に作る。

⑬盤石—大きないわお。大石。

⑭箜篌—弦楽器の名。瑟に似た臥箜篌、西歐のハープに似た豎箜篌、先端に鳳首の裝飾のある鳳首箜篌があつ

た。くぐ。くうご。

⑮ 冷冷—清らかに涼しいさま。

⑯ 曉幕—明け方の部屋の幕。

⑰ 脱金簪以贈文韶、文韶亦答以銀椀白瑠璃七各一枚—この二十一字、『御覽』は「脱金簪與扶侍、亦贈以銀椀及流離七」（金簪を脱して扶侍に與ふるに、亦た銀椀及び流離の七を以て贈る）十五字に、『廣記』は「女解金纓留別。文昭答瑠璃蓋」（女金の纓を解き留めて別る。文昭瑠璃の蓋もて答ふ）十二字に作る。

⑱ 既明—當宋元嘉五年也—この部分、『御覽』に無し。

「於是遂絶」四字、『廣記』に無し。

⑲ 清溪廟—廟の名。祭神は青溪小姑。江蘇省江寧縣。

⑳ 宋元嘉五年—四二八年。「元嘉」は、年号。南朝宋、文帝（劉義隆）の年号。四二四—四五三年。『廣記』は「宋文帝元嘉三年八月」の事とする。

## 『續齊諧記』補遺

「王敬伯」

王敬伯、夜見一女子。命婢取酒、須臾持一銀酒鎗<sup>①</sup>。

王敬伯、夜に一女子を見たり。婢に命じて酒を取らしむるに、須臾にして一の銀の酒鎗を持つ。

【通釈】

王敬伯は、夜中に一人の娘を見た。女中に命じて酒を

持つて来させると、間もなくして銀の酒鎗を持つて来た。

【語釈】

\*この話は『御覽』七五七に見える。

① 酒鎗—酒を入れた器。

「王敬伯」

王敬伯、夜見一女子。命婢取酒、提一淥沈漆榼<sup>②</sup>。

王敬伯、夜に一女子を見たり。婢に命じて酒を取らしむるに、一の淥沈の漆榼を提ぐ。

【通釈】

王敬伯は、夜中に一人の娘を見た。女中に命じて酒を持つて来させると、淥沈の漆塗りの酒樽を持つて来た。

【語釈】

\*この話は『御覽』七六一に見える。

① 淥沈—未詳。

② 漆榼—漆塗りの酒樽。

「吳龕」

武昌小吏吳龕、渡水得五色石。夜化爲女子、稱是龕婦。

至家見婦。翁被白羅袍、隱漆几銅唾壺。状如天府。自

稱河伯。

武昌の小吏吳龕、水を渡りて五色の石を得たり。夜に化して女子と爲り、是れ龕の婦なりと稱す。家に至れば

婦を見る。翁白羅の袍を被、漆几の銅唾壺に隠る。状は天府の如し。自ら河伯と稱す。

## 【通釈】

武昌の小役人であつた呉龕は、河を渡つていて五色の石を見つけた。夜に娘の姿に変化して、龕の妻であると言つた。家に戻ると妻がいた。白羅の袍を着た一人の老人がいて、漆塗りの机の側の銅唾壺に隠れた。それは天の役所のようだった。自ら河伯と名乗つた。

## 【語釈】

\*この話は『御覽』七〇三に見える。また、この事は『述異記』『書鈔』七七引、任昉『述異記』下に見える。

武昌小吏吳龕、得一浮石。取置床頭、化成一女。端正。

與龕爲夫妻。(『述異記』)

武昌の小吏吳龕、一の浮石を得たり。取りて床頭に置くに、化して一女と成る。端正なり。龕と夫妻と爲る。

陽羨縣小吏吳龕、家在溪南。偶一日以掘頭船、過水溪内、

忽見一五色浮石。龕遂取、歸置於牀頭。至夜、化爲一女

子。至曙、仍是石。後復投於本溪。(任昉『述異記』)

陽羨縣の小吏吳龕、家は溪の南に在り。偶ま一日掘頭船を以て、水溪の内を過ぐるに、忽ち一の五色の浮石

を見る。龕遂に取り、歸りて牀頭に置く。夜に至り、化して一女子と爲る。曙に至るに、仍ほ是れ石なり。後復

た本の溪に投ず。

①武昌一郡名。三国呉に置かれた。今の湖北省鄂城縣。

任昉『述異記』は「陽羨縣」三字に作る。「陽羨縣」は、県名。秦に置かれた。故城は今の江蘇省宜興縣の南。

②銅唾壺―銅製の唾壺。机の側に置いてあつたのであるう。

「天台二女」

劉晨阮肇入天台山。有女仙人、爲設胡麻飯山羊脯。因留連之。

劉晨・阮肇 天台山に入る。女の仙人有り、爲に胡麻飯・山羊の脯を設く。因りて之に留連す。

## 【通釈】

劉晨と阮肇は天台山に登つた。女の仙人がおり、二人の爲に胡麻入りのご飯と山羊の干し肉を用意した。(二人は)そこでこの場に留まつた。

## 【語釈】

\*この話は『御覽』八六二に見える。また、この事は『幽明録』(『太平御覽』四一、九六〇引)に見える。

①留連―遊興にふけて家に帰るのを忘れること。夢中になること。

「王彦伯」

①王彦伯、會稽餘姚人也。善鼓琴、仕爲東宮扶持。赴告還都、行至吳郵亭。維舟中渚、秉燭理琴。見一女子、披幃而進、二女從焉。先施錦席、於東床乃就坐。女取琴調之、似琴而聲甚哀雅。有類今之登歌。女子曰「子識此聲否。」彦伯曰「所未曾聞。」女曰「此曲所謂“楚明光”者也。唯嵇叔夜能爲此聲。自此以外、傳習數

人而已。」彦伯欲受之。女曰「此非艷俗所宜。唯岩栖谷隱、可以自娛耳。當更爲子彈之。幸復聽之。」乃鼓琴且歌、歌畢止於東榻。遲明將別、各深怨慕。女取四端錦、臥具繡、臂囊一、贈彦伯爲別。彦伯以大籠井玉琴、以答之而去。

王彦伯は、會稽餘姚の人なり。善く琴を鼓し、仕へて東宮扶侍と爲る。告に赴きて都に還り、行きて吳の郵亭に至る。舟を中渚に維ぎ、燭を乗りて琴を理く。一女子を見るに、幃を披きて進み、二女焉に從ふ。先づ錦の席を施し、東床に於て乃ち坐に就く。女琴を取りて之を調するに、琴に似て聲甚だ哀雅なり。今の登歌に類たる有り。女子曰く「子此の聲を識るや否や」と。彦伯曰く「未だ曾て聞かざる所なり」と。女曰く「此の曲は所謂楚明光なる者なり。唯だ嵇叔夜のみ能く此の聲を爲す。此れ自り以外は、數人に傳習する而已」と。彦伯之を受けんと欲す。女曰く「此れ艷俗の宜とする所に非ず。唯だ岩に栖み谷に隱れ、以て自ら娛しむ可き耳。當に更に子の爲に之を弾くべし。幸はくは復た之を聽け」と。乃ち琴を鼓し且つ歌ひ、歌畢りて東の榻に止まる。明を遅ちて將に別れんとするに、各の深く怨慕す。女四端の錦、臥具の繡、臂囊の一を取り、彦伯に贈りて別れを爲す。彦伯大籠井の玉琴を以て、之に答へて以て去る。

## 【通釈】

王彦伯は、會稽郡餘姚県の人である。琴を演奏するの  
が得意で、出仕して東宮扶侍となった。報告の爲に都に  
戻り、その道中で吳の郵亭に着いた。舟を繫いで波打ち  
際に泊め、灯火をつけて琴を弾いた。一人の娘が現れ、  
垂れ幕を開いて進み、二人の娘がこれに従っていた。先  
に錦の席を用意し、そこで東の床について座った。娘は  
琴を取って調律したが、琴に似ていてその音はひどく哀  
しげで雅やかであった。今の登歌に似ているものがある。  
娘が言うには「あなたはこの音楽を知っていますか」と。  
彦伯は「今まで聞いたことがありません」と言った。娘  
が言うには「この曲は所謂“楚明光”というものです。  
ただ嵇叔夜だけがこの音を奏でることが出来ます。その  
他には、數人に伝え習わせるだけなのです」と。彦伯は  
この曲を習いたいと思つた。娘が言うには「これは俗世  
間で奏でる曲ではありません。ただ岩に栖み谷に隱れ、  
自分だけで楽しむべきものです。もう一度あなたの爲に  
この曲を弾きましょう。どうかまたこれを聴いて下さい」と。  
そして琴を弾きながら歌い、歌が畢つてから東の  
榻に泊まつた。夜が明けるのを待つて別れようとする時、  
それぞれ深く別れを怨み互いを慕つた。娘は四端の錦  
と、臥具の繡、一袋の臂囊を取り、彦伯に贈つて別れの  
しるしとした。彦伯は大籠井の玉琴で、娘に応えて去つ  
ていった。

## 【語釈】

\*この話は『御覽』五七九、『瑠玉集』一二、『事類賦』注一一に見える。



王彦伯、嘗至吳郵亭。維舟理琴。見一女子、披帷而進。取琴調之、似琴而非。聲甚哀。彦伯問「何曲。」答曰「此曲所謂“楚明光”也。唯嵇叔夜能爲此聲。自此以外、傳者數人而已。」彦伯欲請受。女曰「此非艷俗所宜。唯岩棲谷隱、可以自娛爾。」鼓琴且歌、歌畢止於東榻。遲明辭去。

〔『事類賦』一一〕

王彦伯、嘗て吳の郵亭に至る。舟を維ぎて琴を理す。一女子を見るに、帷を披きて進む。琴を取りて之を調するに、琴に似て非なり。聲甚だ哀し。彦伯問ふ「何の曲なるや」と。答へて曰く「此の曲は所謂“楚明光”なり。唯だ嵇叔夜のみ能く此の聲を爲す。此れ自り以外は、傳ふる者數人なる而已」と。彦伯請ひ受けんことを欲す。女曰く「此れ艷俗の宜しとする所に非ず。唯だ岩に棲み谷に隠れ、以て自ら娛しむ可き爾」と。琴を鼓し且つ歌ひ、歌畢りて東の榻に止まる。明を遅ちて辭去す。〔『事類賦』一一〕

敬伯姓王、晉末會稽餘姚人也。曾舟中渚、升亭而宿。是夜朗清輝、輕風美。敬伯乃撫琴靜調、聊以自娛。時劉惠卿下郡、亦維舟停泊。惠卿亡女之柩、在於船上。既聞敬伯琴聲、愛戀無已。乃將從婢兩人、往就敬伯。如生不異。相和爲歌、盡情眷悅。申意竟夕、始乃分離也。〔『瑠玉集』

一一二〕

敬伯姓は王、晉末會稽餘姚の人なり。曾て中渚に舟し、亭に升りて宿る。是の夜朗らかに清輝、輕風美なり。敬伯乃ち琴を撫し、靜調聊か以て自ら娛しむ。時に劉惠卿郡に下り、亦た舟を維ぎて停泊す。惠卿の亡女の柩、

船上に在り。既に敬伯の琴聲を聞き、愛戀已むこと無し。乃ち從婢兩人を將き、往きて敬伯に就く。生くるに異ならざるが如し。相ひ和して歌を爲し、情を盡くして眷悅す。意を申ぶること竟夕、始めて乃ち分離するなり。

①王彦伯—『瑠玉集』は「王敬伯」に作る。

②會稽餘姚—會稽郡餘姚縣。浙江省紹興縣の東北。姚江の北岸。

③東宮扶侍—官職名。「扶侍」二字、『廣記』二九五は「侍講」に作る。「侍講」は、天子または東宮の御前で書物を講義すること。また、その人。

④嵇叔夜—嵇康。三國・魏の人。叔夜は字。竹林の七賢の一人で、その主導的な人物の一人。琴を善くした。